

平成 2 8 年 9 月 2 7 日

平成 2 8 年 第 3 回 和 東 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

平成 2 8 年 第 3 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 2 号 ）

招 集 年 月 日 平 成 2 8 年 9 月 2 7 日 （ 火 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 5 時 2 5 分

出 席 議 員 （ 1 0 名 ）

1 番	竹	内	き	み	代	2 番	藤	井	清	隆
3 番	村	山	一		彦	4 番	吉	田	哲	也
5 番	井	上	武	津	男	6 番	岡	田	泰	正
7 番	岡	本	正		意	8 番	小	西		啓
9 番	岡	田			勇	1 0 番	畑		武	志

欠 席 議 員 （ 0 名 ）

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 北 淳 司

書 記 島 川 昌 代

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	堀	忠	雄			
副	町	長	奥	田	右		
総	務	課	長	中	嶋	浩	喜
地方創生担当課長	草	水	清	美			
地域力推進課長	古	田	良	明			
人権啓発課長	井	上	順	三			
税住民課長	細	井	隆	則			
福祉課長	岡	田	博	之			
診療所事務長	久	保	順	一			
農村振興課長	東	本	繁	和			
建設事業課長	馬	場	正	実			
会計管理者兼会計課長	山	本	千	代	美		

議	事	日	程	別	紙	の	と	お	り								
会	議	に	付	し	た	事	件	別	紙	議	事	日	程	の	と	お	り
会	議	の	経	過	別	紙	の	と	お	り							
会	議	録	署	名	議	員	4	番	吉	田	哲	也					
							7	番	岡	本	正	意					

議事日程（第 2 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 認定第 1 号 平成 27 年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 平成 27 年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 平成 27 年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 平成 27 年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 平成 27 年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 平成 27 年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 平成 27 年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第 4 1 号 平成 28 年度和東町一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 2 号 平成 28 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 3 号 平成 28 年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 4 号 平成 28 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 5 号 平成 28 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第 4 議案第 4 6 号 和束町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 7 号 和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4 8 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4 9 号 和束町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第 8 同意第 2 号 監査委員の選任について
- 日程第 9 同意第 3 号 自治功労賞の表彰について
- 日程第 1 0 発議第 4 号 北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書
- 日程第 1 1 発議第 5 号 安全保障法制の発動に反対する意見書
- 日程第 1 2 発議第 6 号 年金積立金の株式運用の中止を求める意見書
- 日程第 1 3 発委第 2 号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書
- 日程第 1 4 議員派遣について
- 日程第 1 5 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまでございます。

ただいまから、平成 2 8 年和束町議会第 3 回定例会を再開いたします。

農村振興課、和賀主幹が体調不良のため欠席の連絡がありました。

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、4 番、吉田哲也議員、7 番、岡本正意議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第 2、認定第 1 号から認定第 7 号まで、平成 2 7 年度和束町一般会計歳入歳出決算認定について及び平成 2 7 年度和束町各特別会計歳入歳出決算認定について、以上 7 件を一括議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、竹内きみ代議員。

○決算特別委員会委員長（竹内きみ代君）

おはようございます。それでは、決算特別委員会の報告を行います。

認定第 1 号から認定第 7 号まで、平成 2 7 年度和束町一般会計歳入歳出決算及び平成 2 7 年度和束町特別会計歳入歳出決算については、9 月 1 3 日開会の第 3 回定例会本会議において提案され、これを受けて、議会は議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、9 月 1 5 日及び 1 6 日の 2 日間にわたり審査を行いました。

なお、審査に当たっては、副町長から監査委員より提出された決算審査意見書や主な施策の成果を説明された後、各所管課長に決算書及び事項別明細書の説明を求めました。

平成 27 年度の一般会計ほか 6 特別会計の決算額は、歳入 59 億 5,651 万円、歳出 57 億 5,965 万円、歳入歳出差引額 1 億 9,685 万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源 1,320 万円を控除した実質収支額は 1 億 8,365 万円の黒字となりました。

昨年は、防災拠点である庁舎や避難場所である公共施設の耐震補強工事に向けて実施設計を行い、防災対策の強化を進めたことやこれまで歩んできた施策を踏まえた上で、湯船森林公園内のマウンテンバイクコースでは、日本自転車競技連盟の認定コースとなる整備や茶源郷行政情報配信システムを 26 年度に引き続きさらに発展させるとともに、少子化対策としては、和東保育園において英会話講師を雇用され、特色ある保育を進められ、第 3 子以降の保育料の減免、子育てのしやすいまちづくりに取り組まれました。

しかし、人口減少と少子高齢化の進行は和東町の財政状況に大きな影響を与え、今後ますます経費節減・財源確保と創意工夫の施策が求められています。

一般会計の歳入歳出を見ると、前年度と比較して総額は増加しており、実質収支も黒字で、実質公債比率は 23 年度と比較して 5.8 ポイントも低くなり、安定した状態ではありますが、その内訳を見ると、主な財源である町税は減少しており、和東山の家施設改修事業費等の増加や教育費、町営住宅建替・門前橋整備・町道山口線拡幅改良に伴う国庫補助金等が増加しており、これが総額を増加させているものです。

特別会計では 6 会計とも黒字決算であり、今後も健全な財政運営に努められるよう努力される必要があります。

また、滞納繰越金については、町税全体、昨年度より徴収率が向上していますが、府内町村の平均徴収率と比較すると、特に町税は 12.1 ポイント程度低く、今後、徴収率アップに向けての取り組みが課題といえます。

委員からは、町税等における収入未済額・不納欠損処理や徴収率の向上に対する質問や、災害対策における和東中学校等の避難所・食料品等調達応援協定・原子力災害

への地域防災計画等について、また、マウンテンバイク場での水道水の確保・路線バス維持管理・地域福祉基金積立金・道路新設改良費不用額について、その他、農家台帳システムや空き家改修補助、交通安全灯、茶源郷行政情報配信システムの光ボックスの普及等々、多くの質疑が交わされました。

詳細については、後日、会議録にてご承知願います。

質疑の後、討論を行い、岡本委員から、一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の五つの会計の決算認定に反対する意見が述べられました。

また、井上武津男委員からは一般会計に、藤井清隆委員は国民健康保険特別会計に吉田哲也委員は下水道事業特別会計に、岡田泰正委員は介護保険特別会計に、村山一彦委員は後期高齢者医療特別会計にそれぞれ賛成の意見が述べられました。

採決の結果は次のとおりでした。

認定第1号 平成27年度和束町一般会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第2号 平成27年度和束町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者全員で可決。

認定第3号 平成27年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第4号 平成27年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者全員で可決。

認定第5号 平成27年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第6号 平成27年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第7号 平成27年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

以上のとおり、平成２７年度和束町一般会計歳入歳出決算及び平成２７年度和束町各特別会計歳入歳出決算は原案のとおり認定することに可決し、９月２１日決算特別委員会審査報告書を作成し、議長に提出いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（畑 武志君）

本件に関しましては、ただいま報告がありましたように、議員全員による決算特別委員会で審査され、質疑・討論も活発に行われましたので、質疑・討論を省略し、これより採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきとするものです。

よって、本決算認定の７件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第１号から認定第７号まで、平成２７年度和束町一般会計歳入歳出決算認定について及び平成２７年度和束町各特別会計歳入歳出決算認定について、以上７件は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第３、議案第４１号 平成２８年度和束町一般会計補正予算（第２号）、議案第４２号 平成２８年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第４３号 平成２８年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）、議案第４４号 平成２８年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第１号）、議案第４５号 平成２８年度和束町介護保険特別会計補正予算（第２号）、以上５件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第４１号から議案第４５号の提案理由を申し上げます。

議案第４１号 平成２８年度和束町一般会計補正予算（第２号）は、有害鳥獣対策事業、河川浚渫事業、町道維持修繕事業、お茶の京都推進事業、防災対策事業等において

議案第４２号 平成２８年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、直営診療施設勘定における医事会計用備品の購入等において

議案第４３号 平成２８年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、確定申告等による消費税の納税並びに緊急修繕用工事材料費において

議案第４４号 平成２８年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、確定申告による消費税の納税並びに水洗化促進補助金等において

議案第４５号 平成２８年度和束町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、保険事業勘定における地域密着型介護サービス給付費並びに介護予防サービス給付事業費等において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

おはようございます。

それでは、議案第４１号のご説明を申し上げます。

議案第４１号

平成２８年度和束町一般会計補正予算（第２号）

平成２８年度和束町一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，６００万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３７億６５万３，０００円とす

る。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条既定の地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

平成28年9月27日提出

和束町長 堀 忠雄

次のページ、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

まず、歳入。

10 款地方交付税、15 億5,464 万1,000 円、1,511 万3,000 円、15 億6,975 万4,000 円。

15 款府支出金、3 億5,119 万円、520 万8,000 円、3 億5,639 万8,000 円。

16 款財産収入、96 万1,000 円、421 万2,000 円、517 万3,000 円。

17 款寄付金、25 万6,000 円、6 万円、31 万6,000 円。

19 款繰越金、5,287 万円、3,791 万4,000 円、9,078 万4,000 円。

21 款町債、5 億8,460 万円、△650 万円、5 億7,810 万円。

歳入合計でございます。

36 億4,464 万6,000 円、5,600 万7,000 円、37 億65 万3,000 円でございます。

次のページ、歳出でございます。

2 款総務費、7 億3,345 万7,000 円、△447 万3,000 円、7 億に89

8万4,000円。

3款民生費、7億5,497万3,000円、165万3,000円、7億5,662万6,000円。

4款衛生費、4億3,166万7,000円、186万8,000円、4億3,353万5,000円。

5款農林業費、2億6,709万6,000円、1,646万9,000円、2億8,356万5,000円。

6款商工費、1億191万3,000円、443万5,000円、1億634万8,000円。

7款土木費、3億4,899万1,000円、2,911万円、3億7,810万1,000円。

8款消防費、3億837万5,000円、506万8,000円、3億1,344万3,000円。

9款教育費、1億7,904万7,000円、187万7,000円、1億8,092万4,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

次のページ、第2表の地方債補正でございます。

まず、1の追加ということで、湯船森林公園水利確保対策事業の起債の目的ということで、限度額が490万円、起債の方法が証書借入又は証券発行、利率につきましては年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるということです。

消防ポンプ車庫整備事業ということで、限度額が250万円でございます。起債の

方法、利率、償還の方法は同様でございます。追加の合計で740万円となっております。

次のページ、2の変更でございます。

起債の目的として、人権ふれあいセンター耐震補強事業で、補正前の額、限度額が220万円、起債の方法、利率、償還の方法は、さきの追加の部分と同じでございますので、省略させていただきます。補正後につきまして、限度額が350万円でございます。人権ふれあいセンター改修事業、補正前の限度額が480万円、補正後が0円でございます。

人権ふれあいセンター改修事業（過疎対策）分で、補正前が0円、補正後が840万円。

臨時財政対策債で1億30万円が補正前の額でございます。補正後が8,150万円となっております。

合計で、補正前が1億730万円、補正後が9,340万円となっております。

続きまして、資料No.41、予算に関する説明書によりまして、主なもののみ申し上げます。

総括は省略させていただきます、5ページ、6ページでございます。

まず、2の歳入でございます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税で1,511万3,000円の補正でございます。

普通交付税分でございます。

15款府支出金、2項府補助金、4目農林業費府補助金で407万円の補正でございます。

主なものとして、2節林業費補助金で392万7,000円でございます。内訳として、スポーツ観光聖地化づくり事業補助金で200万円、豊かな森を育てる府民税市町村交付金が192万7,000円でございます。

同款、同項、5目商工費府補助金で113万8,000円の補正でございます。

内訳といたしまして、「お茶の京都」市町村支援事業費交付金で200万円、スポーツ観光聖地化づくり事業費補助金は△86万2,000円ということで、他の財源に振りかえたというところでございます。

16款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入で421万2,000円でございます。

これにつきましては、水難者慰霊碑跡地の土地売却収入でございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で3,791万4,000円でございます。

1節前年度繰越金でございます。

21款町債、1項町債、2目民生債で490万円でございます。

社会福祉債でございまして、公共事業等債（人権ふれあいセンターの耐震補強）分で130万円、一般単独事業債（人権ふれあいセンター改修）分でございますけれども、△480万円ということで、これは過疎債に振りかえるということでございます。過疎対策事業債（人権ふれあいセンター改修）分で840万円となっております。

同款、同項、3目農林業債で490万円でございます。

2節林業債ということで、一般補助施設整備事業債、湯船森林公園の水利確保用の備品で490万円でございます。

同款、同項、6目消防債で250万円の補正でございます。

これにつきましては、辺地対策事業債ということで、消防ポンプ車庫の設計業務分でございます。これは湯船分団に係る消防ポンプ車庫でございます。

同款、同項、8目臨時財政対策で△1,880万円となっております。

次のページ、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、2目企画費で△726万3,000円でございます。

主なものとして、19節負担金補助及び交付金で△732万3,000円でございます。これにつきましては、和束町地域力推進協議会負担金でございます。

同款、同項、４目活性化対策費で１５０万円の補正でございます。

主なものとして、１５節工事請負費で１２１万３,０００円でございます。

内訳といたしまして、山の家のごみステーション設置工事が５４万円、体験交流センターの空調設備工事６７万３,０００となっております。

３款民生費、１項社会福祉費、６目人権ふれあいセンター費で１４５万円の補正でございます。

１５節工事請負費でございまして、人権ふれあいセンターの改修工事分の補正でございます。

次のページをお願い申し上げます。

４款衛生費、２項清掃費、１目じん芥処理費で１２９万８,０００円の補正でございます。

主なものとして、１９節負担金補助及び交付金で１１２万５,０００円、相楽東部広域連合への負担金でございます。

５款農林業費、２項林業費、２目林業振興費で１,６１８万７,０００円の補正でございます。

主なものとして、１３節委託料で４８２万７,０００円でございます。そのうちレンタル用のマウンテンバイクの収納庫の設置業務の委託料で４００万円を計上しております。

それと、１９節負担金補助及び交付金で１,０６１万円でございます。これは有害鳥獣関係事業の補助金ということで、１,０２１万円を計上しておるというところでございます。

６款商工費、１項商工費、２目観光費で４４３万５,０００円の補正でございます。

１３節委託料で１００万円、お茶の京都ＰＲ推進事業委託料でございます。

１９節負担金補助及び交付金で３４３万５,０００円の補正でございます。観光おもてなし環境充実事業負担金で２００万円、緑泉コース魅力充実事業負担金で１００

万円を計上しておるというところでございます。

次のページでございます。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、2 目道路維持費で 1,111 万円の補正でございます。

1 3 節委託料で 450 万円、測量設計業務委託料でございます。

1 5 節工事請負費で 650 万円、町道維持修繕工事分でございます。

7 款土木費、3 項河川費、1 目河川総務費で 1,380 万円でございます。

1 3 節委託料で 380 万円、測量設計業務委託料でございます。

1 5 節工事請負費で 1,000 万円でございます。

7 款土木費、5 項住宅費、1 目住宅管理費で 370 万円の補正でございます。

1 1 節需用費で 250 万円、これは修繕費でございます。

1 5 節工事請負費で 120 万円でございます。

8 款消防費、1 項消防費、3 目消防施設費で 280 万円。

このうち 1 3 節委託料で 250 万円計上しております。これにつきましては、湯船分団の消防ポンプ車庫の整備設計業務委託料分でございます。

同款、同項、5 目災害対策費で 226 万 8,000 円を計上しております。

主なものとして、1 8 節備品購入費で 169 万 4,000 円でございます。災害対策用の発電機 6 台を予定しております。77 万 8,000 円。あと、備蓄倉庫、投光器等の災害対策用備品で 91 万 6,000 円を計上しております。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費で 187 万 7,000 円でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金でございまして、相楽東部広域連合への負担金となっております。

以上が一般会計（第 2 号）補正予算の説明です。

特別会計につきましては、各担当課長よりご説明申し上げます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

続きまして、久保国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

続きまして、私のほうからは、議案第４２号、平成２８年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について説明させていただきます。

議案書のほう、よろしく願いします。

議案第４２号

平成２８年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

平成２８年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７５万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億１，０７５万円とする。
- ２ 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成２８年９月２７日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第１表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に朗読させていただきます。

５款繰越金、３０万円、７５万円、１０５万円。

歳入合計です。１億１，０００万円、７５万円、１億１，０７５万円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

１款総務費、６，３１８万１，０００円、７５万円、６，３９３万１，０００円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

次に、予算に関する説明書でございます。資料No.42、よろしくお願いします。

総括は省略させていただきます。

5 ページ、6 ページでございます。

2. 歳入。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額が75万円です。

これにつきましては、1 節前年度繰越金75万円、純繰越金でございます。

めくっていただきまして、歳出のほうでございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、補正額75万円。

そのうちの1 1 節需用費で15万円、これにつきましては、修繕費として館内の電灯設備修繕等でございます。

そして、1 4 節使用料及び賃借料、これにつきましては23万円、そのうちの医師派遣に伴うタクシー借上料で10万5,000円、それとコピー機リース料で12万5,000円ということでございます。

それと、1 8 節備品購入費、これにつきましては27万円、医事会計用備品として27万円計上させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、議案第43号及び議案第44号についての説明をさせていただきます。

初めに、

議案第43号

平成28年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ

ろによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,754万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月27日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、1. 歳入。

6款繰越金、補正前の額100万円、補正額260万円、計360万円でございます。

歳入の合計でございます。補正前の額4億7,494万円、補正額260万円、計4億7,754万円でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1款総務費、補正前の額5,035万2,000円、補正額260万円、計5,295万2,000円でございます。

歳出の合計。補正前の額4億7,494万円、補正額260万円、計4億7,754万円でございます。

お手元の資料、予算に関する説明書No.43をお開きください。

総括は省略させていただきます。

5ページ、6ページ。

歳入でございます。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金260万円、純繰越金でございます。

1 枚めくっていただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、1 6 節原材料費 5 0 万円、工事材料費でございます。

2 7 節公課費 2 1 0 万円、消費税でございます。

議案に戻っていただきまして、引き続き、議案第 4 4 号についての説明をさせていただきます。

議案第 4 4 号

平成 2 8 年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 8 年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1 4 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 9 月 2 7 日 提出

和 束 町 長 堀 忠 雄

1 枚めくっていただきまして、第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入。

1 款分担金及び負担金、補正前の額 1 1 0 万円、補正額 4 0 万円、計 1 5 0 万円でございます。

同じく、6 款繰越金、補正前の額 2 0 0 万円、補正額 9 0 万円、計 2 9 0 万円でございます。

歳入合計でございます。補正前の額 1 億 9 , 8 8 4 万円、補正額 1 3 0 万円、計 2 億 1 4 万円でございます。

1 枚めくっていただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、補正前の額 1,476 万 5,000 円、補正額 122 万円、計 1,598 万 5,000 円。

2 款管理費、補正前の額 3,123 万 7,000 円、補正額 8 万円、計 3,131 万 7,000 円でございます。

歳出合計でございます。補正前の額 1 億 9,884 万円、補正額 130 万円、計 2 億 14 万円でございます。

予算に関する説明書 No.44 をお開きください。

総括については省略させていただきます。

5 ページ、6 ページ。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目下水道分担金、1 節受益者分担金、現年度分でございます、40 万円。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節前年度繰越金 90 万円、純繰越金でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、19 節負担金補助及び交付金 24 万円、水洗化促進補助金でございます。

27 節公課費 98 万円、消費税でございます。

2 款管理費、1 項施設管理費、1 目処理場管理費、16 節原材料費 5 万円、原材料費でございます。

2 目管渠管理費、11 節需用費 3 万円、消耗品費でございます。

以上でございます。

慎重審議、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

続きまして、私のほうからは、議案第45号、平成28年度和束町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

議案書をお願いいたします。

議案第45号

平成28年度和束町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成28年度和束町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,410万円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月27日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に朗読をいたします。

3款国庫支出金、1億4,371万3,000円、19万1,000円、1億4,390万4,000円。

4款支払基金交付金、1億5,632万8,000円、19万6,000円、1億5,652万4,000円。

5款府支出金、8,829万4,000円、8万7,000円、8,838万1,000円。

7款繰入金、8,450万7,000円、8万7,000円、8,459万4,000

円。

9 款繰越金、9 1 0 万 1, 0 0 0 円、1 3 万 9, 0 0 0 円、9 2 4 万円。

歳入合計、5 億 9, 3 4 0 万円、7 0 万円、5 億 9, 4 1 0 万円。

めくっていただきまして、続きまして、歳出でございます。

2 款保険給付費、5 億 5, 4 1 2 万 4, 0 0 0 円、7 0 万円、5 億 5, 4 8 2 万 4, 0 0 0 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書 N o. 4 5 をお願いいたします。

総括につきましては重複しますので、省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、補正額 1 4 万円でございます。

これにつきましては、1 節現年度分の介護給付費負担金でございます。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金、補正額 5 万 1, 0 0 0 円でございます。

これにつきましても、1 節現年度分調整交付金でございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額 1 9 万 6, 0 0 0 円でございます。

1 節現年度分介護給付費交付金でございます。

5 款府支出金、1 項府負担金、1 目介護給付費負担金、補正額 8 万 7, 0 0 0 円でございます。

これにつきましても、1 節現年度分介護給付費負担金でございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、8 万 7, 0 0 0 円。

1 節介護給付費繰入金でございます。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 3 万 9, 0 0 0 円。

これにつきましては、1 節前年度繰越金で 1 3 万 9, 0 0 0 円の増額でございます。

続きまして、7 ページ、8 ページ。

歳出でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、△ 1, 2 4 0 万円でございます。

これにつきましては、1 9 節負担金補助及び交付金で居宅介護サービス給付費の減額でございます。

同款、同項、3 目地域密着型介護サービス給付費、補正額が 8 4 0 万円。

1 9 節負担金補助及び交付金で 8 4 0 万円の増額でございます。

2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸経費、1 目介護予防サービス給付費、補正額 4 0 0 万円でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金で介護予防サービス給付費の増額でございます。

同款、同項、7 目介護予防サービス計画給付費、補正額 7 0 万円でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金で介護予防サービス計画給付費の負担金の増額でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

それでは、まず、介護保険の関係からお聞きしたいんですけど、今、説明がありました事業勘定の中ですけども、いわゆる地域密着型介護サービスの給付費が 8 4 0 万円の補正になっておりますけども、この間、和東町では地域密着型サービスというのが項目としては挙げられてますけども、整備されてないということで、いわゆる頭出

し的な予算決算でずっと終わっていたと思うんですけども、今回８４０万円の補正と
いうか増額されているわけですけども、その辺の説明をいただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

それでは説明いたします。

３目地域密着型介護サービス給付費ということで、８４０万円補正をお願いして
おります。内訳としましては、前年の介護保険制度の改正によりまして、小規模のデイ
サービス事業所につきましては、一定、地域密着型の事業所になるということで変更
されました。

和束町においても町外の施設でございますが、小規模のデイサービスを利用されて
いる住民の方がおられます。現在６名おられますが、その方に係る給付費の分で、こ
れまでは居宅介護サービス給付ということで計上させてもらっていたわけなんですけ
ども、平成２８年度につきましてはその事業所が該当するということになりましたの
で、その分と合わせて、京都府外でございますが、高齢者介護サービス付の住宅に一
時的に入居されている方がおられます。その方につきましても、この地域密着型介護
サービス給付費ということで支出する項目になりますので、その分、今回の補正予算
で計上させていただいた次第でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

７番、岡本正意議員。

○７番（岡本正意君）

はい、わかりました。

いわゆる法改正の関係で対象になる事業が今回それに含まれたということなんです
けども、いわゆる小規模のデイサービス、これは町外の関係でサービスを受けておら

れるという話ですけども、今後、例えば町内においてそういったものも独自に整備していくというような、そういった方向性はおありでしょうか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

地域密着型サービスにつきましては、当然、事業所のほうが手を挙げていただいてということになります。

現在、法律では17人以下のデイサービス事業所につきましては、全て地域密着型の事業所に認定されるということになります。町外の施設につきましても、先ほど申し上げましたように、たまたま法の制度の改正の関係で17名未満の事業所がそれに認定されたと。現在、事業所等、手を挙げていただくところがありましたら、当然検討すべき課題だと考えております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

デイサービスにつきましては、介護保険が入ってというのは、わらくさんが来られるまでは和束町として今の老人福祉センターのほうで直営でデイサービスもしていたわけですけども、わらくさんが来られてから、いわゆるわらくさんに全部シフトして、そっちのほうは違う用途にするということで振られましたけども、やはりそういうことになってきますと、そういったものももう一度再検討もいただいですね、もちろん民間事業所が手を挙げてやっていただくこともいいとは思いますが、町としても事業所としてできないわけではないわけですから、ぜひその辺も含めて、できるだけ身近なところでそういったものが受けられるような方向で考えていただき

たいというふうに思います。

それともう1点、いわゆるこの間、来年度の総合事業の実施に向けていろいろ検討いただいているという話は聞いておるんですけども、現時点で来年度の予算のこともあると思いますので、どのような検討状況になっているか、もう一度、今現時点でどうなのかを聞いておきたいというふうに思います。

といいますのは、先日、京都市のほうでは、既に総合事業についての実施内容というものが公表されているようでありまして、いろいろと問題も出ているようですけども、今後やはり議会や、また住民の皆さんにも、どういう方向でやるのかということが公表いただけるものとは思っておりますけども、実際、今のところでどういうふうな検討になっているのか、また今後どのように住民の皆さんや、また議会のほうにもお示しいただけるのか、その辺ちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

総合事業の移行につきましては、全国的に平成29年4月からスタートということになっております。和束町では、現在、要支援1、要支援2の方、居宅に係るヘルパーサービス、またデイサービス等につきましても現在の水準を低下させないように、これにつきましては、社会福祉法人わらくさん、また和束町社会福祉協議会、和束町地域包括支援センターと互いに協力しながら対応させていただきたいと。

また、町内にはNPOがございます。そのNPOも活用しながら、サービスが低下しないように努力してまいるという形で進めているところでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それで、いわゆるその中身ですね、一定の方向性というものが固まったときに、いつごろ議会であるとか、また住民の皆さんに実施内容について公表いただける、また意見を聞いていただける、そういった時期というのはいつごろとお考えなのか、その辺いかがですか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

一応、福祉課で考えておりますのは、１２月議会の中で、一定、和東町の考え方をお示しさせていただいて、住民の方に公表すると。

また、３月においては、最終的に単価の設定等を決めさせていただいてスタートをさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

７番、岡本正意議員。

○７番（岡本正意君）

京都市の公表された内容等を見ておりますと、いわゆるサービスを提供する事業所に対して払われる報酬等が大変低く抑えられているという状況があるようです。そうなりますと、もちろんサービスを受ける方にとってみれば負担は減るかもしれませんが、ただ、やはりサービスを提供する側とすれば大変厳しい経営が強いられます。それによってサービス内容の質であるとか、また回数であるとか量的な部分も制限せざるを得ないというような、そういった矛盾もあるというふうに聞いております。そういう点では、前から言っておりますように、利用者にとってもこれまでの負担、これまでのサービス水準というものを最低限維持していただくということはもちろんですが、サービスを提供する事業所にとっても、押しつけるというだけじゃなくて、やはり両方についていろんな水準を維持していくということが、物を考えていく

上では大変大事だというふうに思いますので、そこを中心に置いて今後検討いただいて、できるだけ早く議会にも、また住民にも公表いただきたいというふうに要望しておきたいというふうに思います。

それでは、次にですね、一般会計の１０ページですけども、予防費の委託料で予防接種等の委託料が上げられておりますけども、まず、お聞きしたいのは、この間、まだ一部の県ではありますけども、はしかの流行というのが言われておりました。これは以前からもそういったことがありまして、一定の年齢の方に予防接種を受けるように推奨するということもずっとされていると思うんですが、その辺の和束町での現状について説明いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、事項別明細書の１０ページの予防接種委託料の関係でございます。

これにつきましては、国のほうで１０月から、Ｂ型肝炎に係ります定期予防接種が決定されたということで、その分、和束町におきましては１０人分の３回、生後２月から満１歳になる間に３回予防接種が必要だということで、その分の予算計上をお願いしているところでございます。

次に、はしか、麻疹の関係でございますが、これまでも、当然、国のほう、また京都府のほうから指示をいただきまして、積極的な接種ができてない方につきましては勧奨を行ってきております。今後の動向につきましても、府・国の指示のもと対応させていただきたいと考えておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

７番、岡本正意議員。

○７番（岡本正意君）

今回のこの委託料については、B型肝炎の関係が定期接種化されるということでの国の制度改正ということだというふうに今お聞きしました。それで、はしかについてはこれまでもそういったことでいろんな啓発等もしていただいているというようには思うんですけども、なかなかそういう対象となる方に十分受けていただけているかどうかというのは大変問題もあると思いますけども、ぜひ、その辺はきめ細かい対応をお願いしたいというふうに思います。

それで、この件に関してもう一つ、これは委員会でも要望したわけですが、これからいわゆるインフルエンザの流行時期といいますか、また予防というものが11月ごろから始まると思うんですけども、この間、いわゆる乳幼児の方を対象に、インフルエンザの予防接種を受けた際の補助というものをしていただいております。これはこれで大変ありがたい話だと思うんですけども、やはり昨年、ワクチンの価格そのものが値上がりになったということもありますし、この間もう一度、他の自治体等のインフルエンザ関係の予防接種の補助の制度というのをいろいろ検索してみたりとかしたんですけども、やはりされているところの中で多くが小学生、また中学生、また多くは高校生までも含めて補助をされているというような状況があることを改めて確認をしました。そういう点では、この間そういった補助をしていただいたのはありがたい話ですけども、もう一歩ですね、義務教育終了も含めて、医療費そのものは中学校までされているわけですが、予防接種についても、もう一歩そこに補助の対象を広げていただくということを、来年度の予算もこれからあると思いますけども、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

せめて昨年値上がった分ですね、負担増になっているわけですから、そこへの一定の手当も含めて、それも含めてぜひ検討いただきたいと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

小児用インフルエンザの予防接種補助の関係でございます。

岡本議員からこれまでも委員会の中でお話しいただきまして、私のほうから答弁をさせていただいている課題でございます。和東町におきましては、小児用インフルエンザの補助でございますが、これにつきましては、ほかのまちに先駆けて和東町としてやはり子供を守る、特に重症化を防ぐという観点で全国的にも早い時期から導入させていただいた事業でございます。

一定、補助開始から年度が経過しておりますが、平成２８年度においては、以前、委員会でも説明させていただきましたように、小学生未満の乳幼児の方の重症化を防ぐという目的で、これまでどおりの形で実施させていただきたいというところで考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

質疑の途中ですが、ただいまから午前１０時４５分まで休憩いたします。

休憩（午前１０時３０分～午前１０時４５分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き質疑を続けます。

３番、村山一彦議員。

○３番（村山一彦君）

一般会計の１０ページですけれども、ちょっと言葉の意味をお教え願いたいんですけども、農林業費の１９節和東の森探検隊助成金４０万円となっているんですけども、これはどういう事業でしょうか。説明願います。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

これにつきましては、ことしから京都府の森林の府民税ということで、その分配金
が各市町村に来ております。その中で森の関係、木に関係した事業を行うということ
でございまして、現在、和束町に森の探検隊というボランティアグループがございま
す。そのグループの方に木工教室とか、そういったイベントを開催してもらおうとい
うことで予算化させていただいておりますので、よろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

3 番、村山一彦議員。

○3 番（村山一彦君）

よくわかりました。

それとですね、商工会、19 節観光おもてなし環境充実事業負担金 200 万円、そ
して緑泉コース魅力充実事業負担金 100 万円と上がっていますが、これはどういう
事業でしょうか、ご説明をお願いします。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（古田良明君）

こちらにつきましては、地域力推進協議会のほうで事業実施のほうを考えておる事
業になるんですけども、お茶の京都の推進に伴いまして、さまざまな環境整備を今、
進めているところなんですけど、観光おもてなし環境充実事業につきましては、原山地
区、昨年度、公民館のほうを改修して、トイレを観光用にということでつくっていた
だいたんですが、そちらのほうの案内がなかなか届いていないというところですか、
あと、緑泉コースにつきましても、磨崖仏に至るところの案内看板が不足していると
いった状況がございまして、そういったものの看板設置のものを計上させていただ
いておるところでございまして。

また、緑泉コース魅力充実事業という部分につきましては、現在、トレールマップということで観光で来ていただいた方には大きなマップ、町内の割合広めのマップをお配りしておるところなんですけど、近くで曲がる場所で道に迷ってしまうといったような事例もお聞きしている中で、今回、緑泉コースに特化したような形で案内マップを作成するという形で事業を進めたいということで、今回、予算を計上させていただいたものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

3 番、村山一彦議員。

○3 番（村山一彦君）

課長、緑泉コースとはどのようなコースです。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（古田良明君）

緑泉コースにつきましてはですね、白栖の長井橋のほうに向かって、いわゆる弥勒磨崖仏ですね、あちらのほうに向かっていく形で和東茶カフェのほうをスタートにしながら、ぐるっと散策してもらおうという、いわゆる短めのコースという形で設定させていただいておるものでございます。

○議長（畑 武志君）

9 番、岡田 勇議員。

○9 番（岡田 勇君）

2、3 点お答え願いたいと思うんです。

6 ページですけども、土地の売買収入 4 2 1 万 2, 0 0 0 円、これはどの土地なのか。どこなのか、場所。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今回、歳入で補正させていただいた421万2,000円でございますけれども、水難者慰霊碑跡地の土地ということでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

それはですね、名前は申し上げのはいかんのですけども、消防署の前ですか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

それは、歩道のときの用地買収とか、いろんな条件とかが絡みがあつたんやと思うんですけど、その点はどうなんですか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

一定、今回、土地の払い下げとか売り渡しの申し出がございました。その中の申出書につきましては、一定、京都府の歩道の用地として提供した分の代替地という位置づけでお譲りいただきたいという形の申出書をいただいたというわけでございます。

これにつきましては、財産管理委員会のほうへかけさせていただきまして、一定の

ご審議をいただいて答申をいただいて、今回、この売り渡しということとなったわけ
でございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

9 番、岡田 勇議員。

○9 番（岡田 勇君）

そうすると、その土地は何坪あって、坪何ぼかと、値段を教えてください。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

面積につきましては270平米でございます。単価につきましては、土地の鑑定額
が出ておりましたので、それをもとにということで、平米当たり1万5,600円と
いうことになっております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

9 番、岡田 勇議員。

○9 番（岡田 勇君）

1万5,600円ということは、坪にしたら約5万円ということですね。そういう
ことと理解してもよろしいですか。

そうすると、あそこの土地の価格が5万円で適正なのかどうかということも、その
辺も十分検討されて契約されたのか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

一応、不動産鑑定士によります鑑定額が出ておったというところでございます、

現状の土地の形状等を勘案してこの金額が算定されたというところでございます。

この金額をもとに財産管理委員会のほうへ諮らせていただきまして、この価格で適正という答申をいただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

9 番、岡田 勇議員。

○9 番（岡田 勇君）

鑑定された以上は確かなことだと思うんですけどもね、土地の価格の鑑定は京都府が大体1年に一遍市場で出しますわ。和東で5万円以上のとてないんですよ。ローソンのあの辺ならまだしも、だから十分に注意をしてもらって買ってもらわんと、なぜそこだけが高い値で買ったんやと言われたら住民としては困るんでね、その辺は十分慎重に、今後、土地の売買・買収については、住民が理解できるような売買価格でお願いしたいと、まず、これを思います。

それからですね、10ページなんですけども、村山議員がたしか質問されたと思うんですけど、有害鳥獣のための補助金なんですけども、ここに監査委員がおられますので、前の繰り越しのやつと理解してよろしいんですかね。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

繰り越しという、10ページの補助金ですね。繰り越しの補助金ですね、1,000万円の。これにつきましては、今回の議会での一般質問、また決算のときに出てました京都府、国からの補助金の不足分につきましては、単費を充てて電柵おりをしてもらうということでございます。

○議長（畑 武志君）

9 番、岡田 勇議員。

○ 9 番（岡田 勇君）

新たにする補助金を申請した補助金ですか。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

たびたび今回の議会の中で出ております7月ごろでしたか、町内に電気柵、また柵の関係で募集をかけたところ、当初180万円しか国からの補助金が来なかったということでございまして、今回申請があった全てを、やはりサルとかシシとか、そういった鳥獣害による被害がありますので、全額執行できるように単費をつぎ込んでこの事業をするということでございますので、委員会の議題でも何回かご説明させていただいている内容でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

9 番、岡田 勇議員。

○ 9 番（岡田 勇君）

私、有害鳥獣の関係は勉強不足で申しわけないんですけどね、今、電柵とかおっしゃいましたね。それは申請のされた方が対象になるんですか。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

ことし回覧で事業の関係の申請受け付けを回させていただきまして、それに対して要望が出てきたと。それが1,100万円ほど出まして、当初、本町の分につきまし

ては１８０万円程度しかございませんでした。昨今のサルの被害であつたりイノシシの被害のところににつきまして、何とかしなきゃならんということでご意見をいただいておりますので、今回、全額、締め切りまで待ってきた電柵等の対策につきましての不足分の予算を組まさせていただいたということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

９番、岡田 勇議員。

○９番（岡田 勇君）

そうすると、対象は、申請をしなくてはいかんということですね。そういうことですね。その申請の条件はあるんですか。例えば、農家なのか、それとも自分とこで家庭菜園しているのか、いろんなあれがあるんですけどね。

というのは、農家の人しか補助金を受けられないのか、その辺を私、聞きたかったです。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

これは国の事業の中で動いておりますて、３軒以上で集団をつくっていただきまして、それに対していえば、あくまでも農業ですね、農作物、個人家庭菜園じゃなくて農作物の販売農家の方に対して補助していくということでございまして、前にも言いましたように、今年度から若干規制が緩く、採択条件が緩くなりましたので、従前よりも申請事業料が多かったということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

９番、岡田 勇議員。

○９番（岡田 勇君）

要はね、農家しか有害鳥獣の適用を受けられないのかと聞きたいのは、例えば、町長が木津川市からこちらへ移住してもらおうというようなことを盛んに我々はあれしてますね。その人が和東へ来られる。自分の小さい家庭菜園をつくるとなったときに荒らされる。こんなとこ嫌やと。戻りたいという人もあると思うんですわ、聞いておるんですけども。それだったら、一体その人らは、せっかく和東へ来られたのに、そんなことで適用できない勝手に自分でせいということやったら嫌やということがあるので、私はそういうことも含めて十分実地調査をして、農家以外の人でも年いった人がつくりたいいうところもあるでしょう。そういうところでも十分調査して、ただ言うてきたからするじゃなくて、こちらから全てを回り、私、前から言うてるように、町長に言いたいのは、本当に和東町の住民の財産を守りたいとするならば、5億円かかって10億円かかって、一遍基本に戻って、和東町の農家の方々、つくっている方々を全部調査した上で、それを1年に一遍でやれとは言いませんけども、5年計画で1億円かけましょう、直しましょう、そういうことを計画していかなとそのときここだけがあったから直しましょう。それも全然成果が出てないじゃないですか。やっぱり成果を出さんことには。そういうことを私は十分お願いしたいと、これはひとつ町長をお願いします。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、岡田議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

質問にもありましたように、有害鳥獣に対しての対策というのは和東にとっても大変大きな問題であります。従来からこうした問題については、ここにもいろいろとお世話になっている方もおられるわけですが、猟友会とか、また取り組んでいただく区とか、そういう団体にお願ひし、補助を出してやっている面もありますし、またもう一つは、和東町の業者に委託しながら、そして和東町のA群、B群の個体数を減らそ

うという取り組みもやっているところであります。今、担当課長からお答えをさせていただきましたのは、その中でも農地を守ろうと、こういうことである事業について今回補正をお願いしたわけであります。

これについても、従来からの趣旨を生かすためにも、何とか困っているということで、今まででしたら個人補助というのはなかなか難しい。３人はお願いしますねと、こういうことでお願いをしてきました。しかし、今回、営農組合等とかいろいろな団体にお世話になりながら、そこに一つはやっていただくという中で応えていく柔軟な方法も所管課では考えてくれているようであります。

今回、そういった対策で、なかなか事業をそういう意味で柔軟になっているものから、希望も多くありましたので、希望が出てきて補助金が１８０万円しかないというようなことではなかなかいかんということで、過日の一般質問でも何とかせなあかんという体制が今回であります。

今、岡田議員が言われたように、これだけやなしに全体対策としてとっていかなくちゃならん。これは大きな問題であります。これは行政だけではなかなか難しい面もありますが、先進地の事例を見ますと、そこへあわせて各地域で追い払い隊とか、いろんな施策というのが取り組んでおられます。そういったことも含めてこの問題は大きな問題でもありますので、今、言われたように、予算もそうありますけども、まず方法は何かということをしちっと確立してやるということも大事だと思いますので、住民の皆さんの一層のご協力もいただかなきゃならんと、このように思いまして、文字どおり、町ぐるみでこの問題に取り組んでいくと。この中で町もまちぐるみの取り組みに対して真摯に対応していくと、こういうことであろうかなと思っておりますし、今いただきましたご意見は非常に大事なことで受けとめながら、今後もこの対策については力を入れていきたいと、このように思っているところです。

以上です。

○議長（畑 武志君）

9 番、岡田 勇議員。

○ 9 番（岡田 勇君）

町長がおっしゃったそのとおりだと思うんですけども、目指すところは和東町のまちづくりです。だから、有害鳥獣も一つなら定住政策も一つ、それから高齢者の問題も、この三つは和東町には欠かさずしなくてはならない緊急の課題なんですね。だから、町長が今おっしゃったように十分考えていただいて、前向きにやっていただきたいと思います。

それから、そのページの上のレンタルバイクの収納庫ですね、これは 4 8 0 何万円、どの場所にどんなものを建てるんですか。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えいたします。

現在、湯船の森林公園の中でレンタルバイク、いわばマウンテンバイクですね、何台かございます。ことしも 2 0 台程度のマウンテンバイクを購入するという地方創生の関係で、今、予定しておりますけども、その収納庫がないということでございます。ということでございますので、湯船森林公園内に自転車を入れる倉庫を建てたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

9 番、岡田 勇議員。

○ 9 番（岡田 勇君）

その 2 0 台のマウンテンバイクを入れる倉庫は何平米で、どれぐらいの建物とか、そういうのは既に計画で全部設計されましたか。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

現在、設計のほうはできておりません。ただ、既設は今１６台ほどまだございますので、３０台程度の台数になるかと思うんですが、それを入れられるだけのスペースをとっていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

９番、岡田 勇議員。

○９番（岡田 勇君）

バイクを入れるでしょう。だから、物を建てなくちゃいけないわね。バイクを入れるといっても５００万円をかかるんですか。テントか何か、そういう安いもんでもできるん違いますか。５００万円もかかるということはすごい無駄やと思わないんですか。要は、どんなものを建てて、どこに建てて入れるかということを明確にしないと、４８０何万円はともかく建てますねや、入れまんねやと、そんなことではあかんで。きちっと何平米かあって、どういような建物かちゃんと計画してそれで出さないと、勝手に２０台ぐらい入るだろうと、そんな安易な気持ちでは私はいけないと、思うんです。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

そのとおりです、確かに入るだけの大きさというのは必要だと思います。ただ、地方創生で今、自転車も２０台買うという予定はしておりますけども、ただ、見積もりをとってみないと台数が何台になるかというところがわかっておりません。

また、建物につきましても、地元材を使ったり京都府材を使ったりということで、創意工夫しながらつくっていききたいなというふうに考えております。ですから、確か

にきちっとした設計を持ちながらこの分で４００万円出しているというところではございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

９番、岡田 勇議員。

○９番（岡田 勇君）

余りしつこく言いませんけどね、物を入れるときにちゃんとどれぐらいの面積でどんなもので、テント的にするのか、木なんか大層に建てて、地元材を使おうとしたら１年ほどかかりますよ、そんなことでなくて、もっと慎重に計画を立ててください。それ以上言いません。

それからですね、その次の１２ページですけども、測量設計の委託料４５０万円、３８０万円、それから消防のポンプだったらどの場所、どこなのか、業務委託ね、これを説明ください。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えいたします。

岡田議員の質問ですけども、道路橋りょう費、道路の部分の委託費の４５０万円、それから河川費の３８０万円です。この二つにつきましてはですけども、道路につきましては、町道の測量設計費でございます。町道園区線、それから白栖加茂停車場線を計上しております。

河川につきましては、大勘定川、舟尾川の浚渫をメインに入れております。

○議長（畑 武志君）

９番、岡田 勇議員。

○９番（岡田 勇君）

その二つの設計委託料ですね、これはまだ入札はしてないですね、委託料の。

○議長（畑 武志君）

馬場建設課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

補正後ということで考えております。

○議長（畑 武志君）

9 番、岡田 勇議員。

○9 番（岡田 勇君）

当然、設計は大体予算額の何％。3％なのか、これはわかりませんが、そういうことを含めて、設計コンペをやるということですね。

○議長（畑 武志君）

馬場建設課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

今回上げさせてもらってます測量委託ですけども、水路の関係の構造計算も含めます道路の設計と、もう一方、河川につきましては、しゅんせつの土量を出すという設計がメインになっております。

設計コンペというよりも現況測量をとった上で、そこに使う施設をつくるというようなことをございます。

○議長（畑 武志君）

9 番、岡田 勇議員。

○9 番（岡田 勇君）

現況測量した上でどうするって。現況って、設計屋にしてみらうんでしょう。

○議長（畑 武志君）

馬場建設課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

建物でいいますと、道路につきましては、かなり路肩が傷んでおります。路肩を修復した上で舗装工事を今後していきたいという計画をしております。その部分の路肩の構造物の設計及び舗装工事等の調査したいと思っております。

河川につきましては、舟尾川、大勘定川、いずれも一部改修している部分と災害で復旧している部分がございます。これの洪水で氾濫する高さまでのほぼ近いところまで土が堆積しておりますので、それを取り除く分の測量でございます。

○議長（畑 武志君）

9 番、岡田 勇議員。

○9 番（岡田 勇君）

わからんような、わかるような、わかりませんわ。舗装工事がどうのこうのおっしゃっている、道路がね、だけど舟尾川については、土がたまっているやつを誰が測量委託、数量はかるの。役場ではかったら委託料みたいなもん要らへん。どこか設計屋にですよ、専門家に任すんでしょうね、量をはかるの。そうでしょう。その場合は、はかるんで300何万円もあるんだったらね、当然、30万円ぐらいだったらよろしいわ、続けてしょうが何しようが。300万円以上かかったら設計コンペ、要するに、この量はどれぐらいの設計でできますいう2社以上のコンペでやらないといけないの違うかなとは思っているんですよ。

○議長（畑 武志君）

馬場建設課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今のご質問ですけども、河川につきましては計画河床高というのがございます。言うたら、川底の高さまで掘り下げて、全線でいきますと、ほぼ2000メートルございます。そのうちのどの部分までとるかというようなことも含めて積算を出したいと

いうことを思っておりますので、何かをそこにつくるといものじゃないんで、それを業者に委託するということでございます。

○議長（畑 武志君）

9 番、岡田 勇議員。

○9 番（岡田 勇君）

河床高まで全部土の量をはかる。はかるのは測量屋違うの。その金が委託料でしょ、そうでしょう。それをするのに特命ではだめですよ。何社か、はかったそのやつを出してもらわんと、そしたら、それしてくださいと頼んだ人に委託料を渡すのか、そういう形式でやっているのか、今まで。

○議長（畑 武志君）

馬場建設課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

一定の標準積算がございます。一定標準積算でうちが設計を立てまして、無論、これも一般競争入札で指名及び入札で発注するというもので、1 社からどうのこうのということとはございません。

○議長（畑 武志君）

9 番、岡田 勇議員。

○9 番（岡田 勇君）

難しいな、これは。どうも土の量なんかはかるのに、一定、積算があると思うねけども、これ委託料になるのかな、そのやつは。役場のほうではかったりしているでしょう、初めね。こんなん委託料やなくてもいいんじゃないのか。わざわざ1 社やないけど、2 社、3 社やなくてもはかったら、町のやつでいいの違うんか、町がはからはかったら。わざわざ業者にはからせてとか、はかったもんは数量出しますわな。その一番特定やないけど、その人に頼まんといかんの。誰が一番先にはかってもらう業者になるのかということや。一番先言うたもんが、はかったもんが数量出て、2 回目の人

と変わるはずがない、専門家がはかるんだから。

ただし、時期がそれぞれ雨が降ったり、土が堆積したり何やかんやしますのは別としても、その辺の公平性というとおかしいですけど、さきに声かけた人がはかったら、そんでしまいなのかなと、ここを私は疑問に思うんですよ。

普通の建物だったら、それぞれ設計の形が違ったりいろいろあるさかいに、また違うと思うんですよ。だけど、測量の上もしかり、測量設計の委託って結果ですから、また監査委員が見はると思いますので、十分気をつけて。

言わんとしていることは、特定とか、そういう 1 社でやったら誤解を招くと。特にそういうことは気づく人が多いですよ、議会の中にも。だから、十分気をつけてやってくださいということを私は言うんですわ。

それと、もう一つ、250万円のポンプの設置場所。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今回、委託料ということで消防費250万円計上させていただいております。これにつきましては、湯船分団の消防ポンプ車庫を計画しておるところでございます。

湯船分団につきましては、消防団の部の編成がえを行いまして、二部制ということになったわけでございます。そういったこともございまして、一定その集約的な詰所も兼ねた形のポンプ車庫を整備するということで、旧湯船小学校のグラウンド内に設置をするということで進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

9 番、岡田 勇議員。

○ 9 番（岡田 勇君）

最後になりますけど、そのページ、12 ページですけども、ちょうど皆さん見ていただいているんですけども、委託料の一番上なんですけども、余りこういうことを言いたくないんですけど、門前橋の開通記念式典の委託料なんですけれども、堀町長には、公平で私も尊敬しておるんですけどね、門前橋とか、例えば山口線とか、祝橋とか、住民の声ですよ、東に偏っているというぐあいに批判を受けとるんです、現実的に。石寺や白栖や、ほかの道路を見たら、いっぱいやってもらわんなんところがあるのに、制度的なこともあると思いますけども、何で東和東だけがなんのかという住民の声も多いんですけども、そこでね、門前橋を記念するのに委託料50万円、これは何ですか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

兼ねてから工事を行っていました門前橋がほぼ完成に近づいてまいりました。あと、落橋を残すのみの工事を残して、ほぼ完成をするということで、この秋に門前橋の開通式をやりたいということで計上させてもらいました委託料でございます。

なお、開通式につきましては、いろいろあると思うんですけども、1級道路で、なおかつ和東川にかかる橋を中心にやるということで、今回、門前橋の開通式を一部委託料で上げさせていただいております。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○ 9 番（岡田 勇君）

和東川にかかる橋ですね、そうすると、これからも白栖も石寺も中村もあるんですけどね、そういうもんがかかったら、これ一つやると皆やらんなんですね、当然。だ

けど、その地域の人はいえけども、目的的にたしか門前でも中村でも次の道が全然ないんですね。もちろん中村なんかも突き当たりですわ。門前でも家があってできない。こっち側のところも木津信楽線、その一本抜けになったらいいけども、その橋は多分老朽化しているから危険もあるでしょう。だから、余り効果的には住民の人に喜んでもらえるのかどうかと、そういう点で危惧する面が一つあります。そこで、何で今、それは当然計画があるから、やってますからいいけども、町長は、そんなことはないと思いますけど、策でないと思いますけど、自分の田へ水入れているのと違うのかと、こういうことが世間では言われてます、はっきり。これを町長に言ってあげないと、私が質問したときに、住民の声を聞いて、これから前へ進みなさいということ言うてるのに、こういうことをやると前へ進めない。自分とこの門前だけが橋かけて、それで、また式典やるということを聞かれたら我々は耳が痛い。だから、その辺は十分注意をされて、多分、これやられたら祝橋も石寺橋も白栖橋も当然やらな。これは先のことですからわかりませんが、次の町長がかわったとして、されなかったら、あなたは自分とこだけ式典ごとやったんやということが残りますね、当然。

そういう耳ざわりな話を私は聞きたくないから、今後、十分注意して、周りにいる者も、例えば町長が言うたかて、「それはちょっと」と言うてあげんのがあんたらの役目やんか。同じように町長が言うたら、「はい、はい」って言うたら、そんなことしたら何のために仕事しているかわからないでしょう。そういうことも十分注意して、副町長もそうや、横にいてたら、そういうことを言うたら、「ちょっと」ということも声かけるのも一つ、それだけは十分、私最後にしますけど、別に町長が言わはったらそんで。弁解じゃないですよ、町長。そういう耳ざわりを住民から聞くのは私は嫌やと言うとるんです。そういうことです。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡田議員から非常に貴重なご意見をいただきました。また、私にも住民の声を聞かせていただいて、謙虚に受けとめさせていただきました。

そもそも橋というのは、ご存じのように、日本全体で橋の見直しということが起こりました。これは災害が起こった。そして、和束町も橋全てに長寿命化計画というんですか、そういうものの形の調査に全部入らせていただきました。

その中で対象になる補助基準で直さなきゃいかんというのは、本来なら橋というのは3分の1とか、もしくは小さく補助金でなかなかつかないんですが、こういう長寿命化計画に抵触、そういう基準に入ってきますと、いわゆる3分の2の補助というのは、一応、補助率が有利にされてきて奨励があると。それがたまたま今まで調べていたところが門前橋、祝橋であったわけであります。

門前橋、祝橋というのは、早くからこの方向をやらなきゃならんと定めてきたわけなんです、ご案内のとおり、日本は東北震災、九州の震災が起こり、社会資本整備が非常におくれてまいりました。そうしたことから、この社会資本整備のおくれにより、年度一つ一つを区切ってやらなきゃならん非常に効率の悪い運営をしてきたわけであります。そういう意味で、一方では、国のほうに今回町村会とかいろいろ通じて申し上げておるのは、社会資本整備については補助金を確保すべきだと、そういうお願いをしてきているところであります。

そういうことで、今回、この2川についてはつけかえというのをやりました。ほかの橋については、なかなかそういう対象にはなりません。しかし、もう一回の調査をやるということで2回やりまして、そしてやらせていただいて、改修でいけるというところがありました。一斉に改修にかかったことは議員の皆さんご案内のとおり、和束の入り口から湯船のところまで、必要なところは改修をつけさせていただきました。そういうことで非常に進めてまいったわけであります。そういうことで、大事なことは、事業については全て住民の協力をいただいてやらなきゃならんと、こういうことであります。

今回、門前橋についても、地元のほうからそうしたことをやりたいと、こういう主体的な考えもあるわけでありまして、これを無視するというわけにはいかないわけがあります。そして、やはり地元の区がまず声が上がってまいることと、そして、今、言われたように、一定のこの辺の基準、みんなというわけにはいきませんが、これはやっぱり行政としての前例になるだろうというように思いますが、それを尊重するかしないかは今後の町政をあずかる方の判断になってこようというように思っております。

また、一方、山口線でございますが、これも災害の中で、湯船へ行く道が一旦崩れている問題がありました。そして、通れないときがありました。そして、循環道路というのが一つの大事な課題となっておりまして、長年から原山区にお願いしてきたんですが、なかなか進むということはいきませんでした。今回、住民の皆さんがご協力いただくということで、住民の皆さん、区の皆さんが土地の買収をされて、そしてお願いしますということで上がってきたわけであります。

この例は、過去に財政再建やるときに、白栖区の中において、再建であるけども、やっぱり用地は地元区で買うから、町で工事をやってほしいと言われたときには、そんだけ住民が汗水かいておられるのに行政が汗水かかないわけにはいかないということで、過去に例があります。白栖の真ん中を走ったときには、地元が買われたことについて行政がついて工事をやらせていただきました。そのときは再建中、真っ最中のときでありました。

今回は湯船区が孤立ということを避けてバイパスと、兼ねてから考えている道について地元区が用地買収をされた。これは地元区が汗水かいてやられているのに、和束町がだめだねというわけにはいかないと。こういうことから、非常に苦しいわけですが、あの道に手をつけさせていただきました。

つけた中には、全て補助基準に入ることではありますが、一部分、勾配についてはなかなか対象にならなかったわけであります。そこは一部単費もつぎ込まなきゃ

ならんところもあったわけですが、これは勾配率であります、そういうことで住民のため、そして和東町の安心安全のため、そして一地域の孤立するためと、そういう目的、いろいろ等々進めて努力はしてまいりました。

しかしながら、住民の皆さんからすれば、今、岡田議員が言われたような内容であろうというように思っておりますので、これは真摯に受けとめながら、今後の行政推進に当たって、誰がどうだろうが、大事な問題として考えていかなきゃならん。和東全体の住民の安心安全のためには常に努力をしていく必要があろうということで、私は真摯に受けとめさせていただきました。

今回こうして住民の誤解を招いているというんですか、ご意見がある中で、こうして私が述べさせていただく、説明をさせていただく機会をいただいたということで、ただいま岡田議員のご質問に本当に感謝を申し上げつつ、答弁させていただきます。

ありがとうございます。

○議長（畑 武志君）

9 番、岡田 勇議員。

○9 番（岡田 勇君）

私のことをそのようにおっしゃってもらってありがとうございます。私もお言葉を返すようなんですけども、山口線につきましては住民の総意で買収も協力してもらって、きょうまで来てます。これも大変いいことだと思うんですけども、もう一つお願いしたいのは、補助金頼りということをおっしゃってました。真ん中のとこだけは単費でやりました。今の次の4工区ですか、これなんかでいうたら、全く補助金が1,000万円ぐらいしかないんやと。そしたら、住民の人は早く開通してほしいと待ち望んでおられるわけですよ。それが補助金がないからちょっと待ってくれとは、これは住民の声を聞いたうちにはならないです。それは行政の勝手です。努力が足らん、勝手におっしゃっているんです。そなん弁解にはなりません。やはり早く開通をしてあげて、住民の方が土地を提供しているんですから、その辺も十分考えて

いただかないと、お金がないからすぐできません、ちょっと待ってくださいと、そんな行政と違います。金なかったら都合つけてきなさい。それがあなたたちの仕事ですよ。

それともう1点、余り言うともた議論になりますので、橋のことですけども、もちろん住民の方々の総意があったと思うんですけども、おたくがいつもおっしゃっている費用対効果ということ考えたら、その橋をつくったことにどれだけその地区の人たちが使って利用してもらうのか。その奥には道があるのかないのかという、そのこともかえなくてはいかん。これは後になりますけどね、改修も一つの手だて、それから取りかえも一つの手だて、費用対効果だったら、私は真ん中に1本もつといいもんを建てるんですよ。端っこよりも真ん中に、向こうの道の橋の両方が行き詰まり。その真ん中、そこだったら道は全部できますわ。そういうことも考えないといけない。そういう住民の人の声が、二つかけて道が行けない。突き当たりばったりだと。何のためにしてるのやという誤解を招く。だから、要するに、真ん中のところにね、幼稚園のあの辺ぐらいのところで建てればよかったのになという思いだけです。後のことを言うたかてしょうがないですけども、そういうことで、今後、そういう費用対効果もおっしゃってますから、それを十分考えながら行政のものは進めていかななくてはならないと。住民に誤解を招いたり、そういうことをすると、やはり自分は何もなかったもそのようにとられますから、十分注意をしてやってほしいと思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

質疑の途中ですが、ただ今から午後1時30分まで休憩いたします。

休憩（午前11時30分～午後1時30分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開き、直ちに質疑を続けます。

6番、岡田泰正議員。

○ 6 番（岡田泰正君）

1 2 ページの消防関係のことでお伺いさせていただきたいと思います。

この中で消火栓の設備工事ということが挙がっておるわけなんですけれども、現在、町のほうでは立管の消火栓から地下式の消火栓へと移行されておりますが、その今現在、進捗はどのような形で進んでおるのか、その点、お伺いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

消火栓の整備についてでございます。今回、挙げさせていただいた消火栓の工事につきましては、1 基新設という形で考えておるわけでございます。これにつきましては、立地上、地上式の消火栓をつけるという形で考えておるところでございます。

基本、地下式の消火栓をつけることを前提として整備を進めておるところでございますけれども、今回、この予算につきましては、立地上、地下式では使用が非常に難しい箇所ということでございますので、今回、これを挙げさせていただいたところでございます。

先ほども申し上げましたように、地上式を地下式に計画的に変えていく方向ではございます。ただ、計画がその年度に何カ所という形で今のところ整備が進んでおらないという現状でございまして、支障の出てきておるところにつきまして順次取りかえておるのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○ 6 番（岡田泰正君）

私、今、お伺いしているのは、その進捗度合いは町内でどれくらい地下式が普及しているのかということをお願いしているんですけれども、それについては精査されていないということですか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

手持ちの資料がございません。地上式何基、地下式何基という形でお答えさせていただいたらいいところではございますけれども、手持ちの資料がないということでご容赦いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

そしたら、また後ほど、次回そういう形の中でまた質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それに伴いまして、消防については消火栓の地上式、地下式のところから初期消火をやっていくというのと、それから従来ある水槽から消火活動をしていくと。これはいずれも地場の消火活動にはなくてはならない施設であるわけなんですけれども、その中で和東町内を見ていきますと、消防団の活動の中の一環としてなんですけれども、水が濁っておる、アオミドリが浮いておるとか、あるいは、ためておられる水量が足りないんじゃないかなろうとか、いろいろ疑問に思うところがあるわけなんですけれども、一応、タンクに給水しながら40分ぐらいの放水能力が必要だと消防のほうでは言われているわけなんですけれども、その辺についてタンクの容量、それからもう1点は、構造物ですので耐用年数というものが定められていると思うんですけれども、これに対して整備計画等々についてどのように考えておられ、これからどのように進んでいこうとされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

防火水槽の関係でございます。

消防法という基準の水利の防火水槽の容量につきましては、40トンという形で定められておるところでございます。

本町におきましても、整備を進めておるのは40トンの防火水槽でございます。特に今は地下式という形にさせていただいておるところと、今年度1基、防火水槽の新設を予算化しておるところでございます。これにつきましては地下式の、かつ耐震式といいますか、耐震に備えた防火水槽ということでございます。

ご質問にありましたように、現在の防火水槽の状況でございますけれども、三、四十年以上前に設置されておる防火水槽、これにつきましては地元の区で設置していただいたというのがほとんどだと認識しておるところでございます。その中には、無蓋ですけれども、40トンの基準を満たした防火水槽もございますけれども、それ以外は20トンとか小さい水槽ということでございます。

町の方針といたしましては、更新する場合につきましては20トンの無蓋の防火水槽を地下式の耐震化に、用地さえ確保ができれば整備をしていきたいという方針を持っておるわけでございます。

なおかつ40トンの無蓋の防火水槽につきましては、一定、技術的な進歩もございまして、無蓋に蓋のできる、かつ耐震もできるという工法も出てきているようでございます。そういったものも検討しながら今後計画的に整備を進めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○ 6 番（岡田泰正君）

それとですね、いろいろと少子高齢化という形の中で、消防活動をしていただける若い方々が消防団のほうに入っただけという方が非常に少なくなってきたわけですね。だから、昼間よそこに勤めておられて、夜間は和束に戻られるという方も非常に多いと思うんですけども、その辺の把握はされているのか、そしてまた、消防団の平均年齢というものがかなり上がってきていると思うんですけども、この辺の把握もされているのかという、この 2 点をお伺いしたいと思っております。

それから、もう 1 点は、和束出張所という形で消防署が常駐化されている消防本部があるわけで、常備化されていることに伴いまして、消防団活動というものが団員の方々の認識度というものが非常に薄れてきているんじゃないかと、このように考えるわけでございます。

しかしながら、簡易式の消防ポンプですね、小型動力ポンプなんですけども、やはり山間部、山火事とか、あるいは道路が狭く、奥まったところでは簡易式の消防ポンプ、地元の消防団というものの活動というものがなくてはならないということを考えると、月々のポンプ操法の取り扱いの形は今、各支部でどのような形で行われているのか、その点について 3 点お伺いしたいと思います。

○ 議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○ 総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

岡田議員ご質問ありましたように、消防団の団員数の確保につきましては、全国的な問題でございまして、非常に苦慮しておるところでございます。

ご存じのように、本町におきましても、一定、団員数を確保するためにいわゆる機能別団員という形で、有事の際に活動していただける団員の方を任命するという形で

制定をさせていただいたところでございます。現在、その機能別団員につきましては、役場の職員も女性消防団員も含めて31名の方が今、任命させていただいておるというところでございます。

条例定数276名で、団員数につきましては235名ということで41名不足しておるというところでございます。この中でいわゆる昼間に活動できる人数の把握でございますけれども、一定、消防団員の名簿によりまして勤務先等も整理をしておるというところでございまして、実動人員につきましては把握が可能かというところでございます。現在、手持ちの資料がございませんので、何%ということは申し上げられないわけでございますけれども、その昼間の消防力の機能を強化するために機能別消防団員ということで、職域部ということで、役場の消防の部を復活させたということでございます。

それと、平均年齢でございますけれども、これも手持ちの資料がございません。ただ、全国的な平均年齢でございますけれども、平成27年度では40.2歳という結果が出ておるわけでございます。昭和45年の調査では32.5歳ということで、非常に高齢化が進んでおるというところでございます。当然、消防団員につきましても、お勤めになっておられる方が7割以上という結果も出ておるというところでございます。

そういった中で、消防団員の活動につきましては、いわゆる今ご質問がありましたように、常備消防の補完機能という形に今はなっておるわけでございますけれども、ご質問にありましたように、山火事とか大規模なそういった災害になった場合につきましては、消防本部だけではとても対応できるものではございません。そういった中では、やはり地元の地理に長けておる地元の消防団員の活躍が非常に期待されるというところでございます。

そういったことも含めまして、魅力ある消防団活動を進めてまいりまして、消防団員の確保に努めてまいりたいというつもりでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

消防団員の方々もやはり高齢になってきて、40歳を超えると、機動的には、より難しいような年齢になってきているのが本音じゃないかと思います。

消防団という常設された本部があるわけですから、この方々に消火とかそういうものをお任せするというわけじゃないですけども、地元の消防団の利というものはやはり地の利に長けているというところが1点、それから家族の誰がどこに、この家庭なら何人おられるというところまで地元の方は承知をしておると。人命救助等も非常に効率的に動いていただけるんじゃないかなろうかというようなところから、消防団の活動ですね、火災の予防活動をするような形、それから地域防災力の向上ですか、この活動のほうに今後ウエートを置いていかれたらいいかなというように提案をさせていただきたいと思うんです。

先ほども言いましたように、簡易式の消防ポンプによりまして山火事等々、あるいは消防積載車が通過できないような場所については必要ですので、基本的な訓練は十分していただかなきゃならないと思うんですけれども、やはり現在のままで消防団員さんを引っ張っていくというんですか、同じような規則の中でいくよりも、今、言いましたように、予防活動を積極的に、未然に防ぐ方法にシフトしていく活動をしていく。そして、地域力の防災力の向上というものに努めていただくというふうな形のほうにさせていただいたらいいかなと思うんですけれども、この点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

先ほどの岡田議員のご質問の中で一つ答弁漏れがございました。消防ポンプの点検でございますけれども、各部のほうで月 1 回、消防のポンプを動かして放水の訓練をしていただいておりますという認識をしておりますでございます。

例えば、ご提案がございました件につきましてですが、当然、火災が起きた初期消火につきましては、常備消防が真っ先にかけて初期消火に当たるというところがございます。その状況に応じまして非常備消防の消防団が出動していくということとなっておりますわけでございます。当然、その中で、消火活動につきましては消防ポンプだけで事足りるというような火災もございます。

先ほども申し上げましたように、やはりこういった山林を多く抱えておる地域につきましては、やはり山火事の対応につきましては消防団の活動は非常に重要だという認識をしておりますでございます。そういったこともございまして、一定の消防の消火活動については消防団員が習得してやっていただかなければならないと思っておりますけれども、建物火災とか化学的な火災については専門的な消防本部にお任せするというのが基本になろうかと思うところでございます。

予防活動につきましては非常に重要なことでございます。そういった中で、本町におきましては、先ほど機能別団員ということで女性消防団員を 5 名任命させていただいたところがございます。まだまだ活動はこれからというところございまして、この団員につきましては予防の啓発活動に従事していただくのが主目的ということとしております。そういった女性消防団員の活動も含めまして、やはり予防活動にも十分力を入れてまいりたいと思っております。

常備と非常備消防の役割分担という形につきましては、一定の火災規模によって行われるというところがございます。今後、よりよい地域防災力の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

それでは、最後に質問させていただくわけなんですけれども、先ほど来お伺いしているように、立管とそれから地下式という給水路を利用して給水すると。しかしながら、給水するのにホースをつないだわ、2 本、3 本つないでいくと先まで飛ばないというふうなことは起こり得ないんでしょうね。水道の圧力について、給水能力について建設事業課長さん、どのように今、設定をされて、消火活動するための設備をされているのか、その点、お伺いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

岡田議員の質問にお答えさせていただきます。

基本、消火栓につきましては、水道の本管、今、入っている本管は100、150、200ミリといろいろあるんですけども、その本管に消火栓をつけております。うちは簡易水道でございますので、住居のある範囲については水道が全部張られてますので、その範囲の管末まで入れております。

水圧については、今、手持ち資料を持ってませんので、本管にどれぐらいの水圧がかかっているのか答えられないですけども、飛ばないということはほぼないと思っております。

ただ、加圧していただかなければならない状況も中にはございますので、その場合については、先ほど来から出ますポンプで揚程を上げていくというようなことは必要かと考えます。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○ 6 番（岡田泰正君）

これは大事なことなんです。施設があっても設備があっても、肝心の水が飛ばないということは、やはり初期消火に間に合わないということですね。

昔というんですか、最初的时候にこういう話をお伺いしたときには、石綿パイプによって圧力を加えると本管がパンクするので、ところどころによって圧を絞っておるというふうな答弁をいただきました。しかし、今、中嶋総務課長とかいろいろお話をしていると、初期消火というものに対して水道の本線を使っていくということがこれからメインになってきておるわけなんで、防火水槽についてもこれからそれなりの重要な役目があるわけなんですけれども、まず、近所の方がしっかりやってくれと。やはり地上式、もしくは地下のところにホースをつないで初期消火に当たると。そのときに水が出ないでは話にならないわけですね。だから、その辺の徹底を調査していただかないと、町民の安心安全というものが担保していただけないことになりますので、住民サービスについては非常に不手際なことになりますので、その辺についても一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

馬場建設課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

ご存じのとおり、和束町の水道につきましては、湯船に浄水場をつくりました関係で、本管の入れかえ等もかなり行っております。それと、あわせまして、七つの水源を一つに統合する工事も行っておりまして、ほぼ全ての工事が完成しつつあると。一部まだ3施設が残っているんですけども、この施設については今後統合していくという中で、部分的に管を入れかえていっているという状況がございます。

今、ご質問がありました石綿につきましても、ほぼ入れかえは終わっておるんですけども、一部残している部分があったりとか、それから、あくまでも簡易水道でござ

いますので、水圧をある一定のところまで抑えている部分とかもございます。その辺の関係も含めまして、一応、住居に関して水圧がないというところは今のところ聞いておりませんので、ただ、そこから楊程を幾ら上げるかということがありますので、そこは現場対応ということになると思いますけども、基本的には水道の統合と合わせて水道管を入れかえておりますので、ほぼ今のところ問題はないというように判断しております。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

水圧の問題について非常に悩ましいところはあると思うんですけども、先ほど言いましたように、初期消火にとって非常に大切なところなんで、ひとつその辺のチェック、あるいは地元の消防団の方に、この消火栓はどれぐらい飛ぶんだ、この消火栓はどれぐらい飛ぶんだという、やはりそういうような意識も徹底的に持っていただかないと、いざとなったときに、つないで筒先を構えて待っているのに水が出てこないというのでは、それは笑い話になっちゃうんでね、だから、初期消火どころか炎が上がるのを待っているような状態では地元として大変困りますので、その辺のところは地元の消防団等々にヒアリングを持ちまして意識改革というものを徹底していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

5 番、井上武津男議員。

○5 番（井上武津男君）

それでは、私のほうから 1 点お尋ねしたいと思います。

1 1 ページ、1 2 ページの災害対策費についてお聞きしたいと思います。

その中で備品購入とありますが、災害対策用発電機、これはどこに設置されるもの

で、何台ぐらい設置されるものなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

災害対策用発電機 7 7 万 8 , 0 0 0 円を計上させていただいております。これにつきましては 6 台を購入いたしまして、いわゆる避難所に 1 台ずつ配備したいというところでございます。

和東小学校、和東中学校、和東保育園、人権ふれあいセンター、海洋センター、社会福祉センターという形で考えております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

5 番、井上武津男議員。

○5 番（井上武津男君）

それと、災害対策用備品なんですけれども、どのようなものを備品として持とうとされておるのか、この点についてもお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

災害対策用備品ということで 9 1 万 6 , 0 0 0 円計上させていただいております。この内訳といたしまして、大きなものは防災備蓄倉庫 1 基設置する予定をしておるわけでございます。これにつきましては、一応、今、和東小学校へ設置できないかということで、教育委員会、学校等と協議中でございます。許可があり、この予算が可決されました後、許可がおりましたら、和東小学校のほうへ設置したいというように思

っておるところでございます。

プラス、先ほど発電機も購入するということでございます。それに係る投光器でございます。それを7台購入する予定でございます。これにつきましては、先ほど申し上げました6カ所の避難所プラス湯船の中五の瀬避難所に1台を配備する予定でございます。中五の瀬につきましては、従前、区のほうへ1台ずつ発電機を置かせていただいたということで、それで内用するという形で考えておるところでございます。

まず、発電機と投光器で停電の初期の対応をしたいという形で計画させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

今回のこの予算の中には食料品とか水とかいうものは含まれてないんでしょうかね。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

災害用の食料につきましては、11節需用費、消耗品費で57万4,000円上げさせていただいておるわけでございます。これによりまして食料、アルファ米とあと缶入りのパンと飲料水、この3種類の整備を図っていくということで計画しております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○ 5 番（井上武津男君）

それでは、もう 1 点、最後なんですけれども、町長にお聞きしたいんですけれども、南山城村では水源池の地下に、災害のときに住民が利用できるような、いわゆる 1 カ月以上使用できるタンクが埋蔵されているとお聞きしていますけれども、和東ではそういう計画をお持ちになっておられるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

特に災害用のタンクを専用で持つということやなしに、いわゆる災害にも適するタンクというのは、それぞれ今、統一したものでありますので、そういったことも考慮しながら建設しているということで、非常に中央にも高いところともう少し低位の低いところと余裕を持って、今、タンクを設置いたしております。

○議長（畑 武志君）

5 番、井上武津男議員。

○ 5 番（井上武津男君）

水源池のほうのことでは、先ほどもお答えいただいている中で、中央水源を中心に今されておりますけれども、簡易水源のほうも、災害のときに使えるような形で残しておくということも考えておられるかどうか少しお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

簡易水道についてはですね、少し余裕を持っておこうというやなしに法的な関係もあります。設置するならきちっと管理して設置しなきゃならない。後、利用しようかというわけにはなかなかいきませんので、法律上の問題もあろうかと思います。いずれにいたしましても、水の確保というのは大事であります。先ほど言いましたように、

タンク等についてはいわゆる中央でも前のタンクも生かせて持っているわけなんです
が、今後、そういったご提案も研究していく必要があると思っていますので、そうい
う方向で進めたいと思います。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

それでは、あと幾つかお聞きしたいと思いますが、今、質問がありました災害対策
の関係はよくわかったわけですが、関連して一つお聞きしておきたいのは、いわ
ゆる備蓄をされている食料とか飲料水等が各公民館等にもしていただいていると思う
んですけれども、住民の方から聞いた話で、それは多分、期限が切れるときが来ると
思うんですけれども、もちろんそのときに入れかえとかをされると思うんですが、入れ
かえるときにそういう切れた備蓄されていたものというのはどのように処理されてい
るんだろうかという話がありました。その辺ちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

本町で保管しておりましたアルファーマ等で賞味期限が切れたケースにつきましては
は、過去、敬老福祉の集いのときに試食という形で配付させていただいて処理させて
いただいたというところでございます。一定廃棄という形をとらずに有効利用という
形でそういった形をとらせていただいたというところでございます。

水につきましても、また期限切れの分につきましては他のほうで有効活用させてい
ただいたというところでございます。

今後、区のほうへ配置させていただいております備蓄食料につきましても、あと2、
3年で5年の期限が切れるというところでございます。そういった際につきましては

入れかえていくわけでございますけれども、ぜひとも有効に活用していただきたいということで、地元地元で防災訓練を実施していただいて、そのときに使用していただきたいという思いを持っておるところでございます。今後、期限が近づくに当たりますして、また計画的に進めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

いわゆるそういう形で廃棄ということではなくて、有効利用するということをしていただいているというふうに今、答弁がありました。いわゆる各地域での備蓄されているものについて、そういう防災訓練も含めて、また体験も含めて活用していただきたいという話がありましたけれども、これは防災教育等で学校自身も避難所になっていくということもありますし、また子供自身も地域の避難所等で避難生活を送るということも想定されるわけですので、そこも含めて、今後ぜひそういったことを進めていただきたいというふうに思います。

次に、これは総務の関係ということで関連してお聞きしたいんですけども、この9月に各地域でもいわゆる道づくりといいますか清掃活動、草刈り等の活動がありまして、私も参加させてもらったわけですけども、その際に、これは毎年いろいろ出てくるわけですけども、いわゆる地域に空き家があったりとか、また空き地といいますか、管理されてないような土地がやはり目立ってきております。そこに草等がどんどん生えて管理し切れないという状況があって、どうにかならんだろうかと。もちろん持ち主の方が定期的に来られてそういうことをしていただけたらそれでいいとは思いますが、遠方におられたりするケースも多いので、それもならないということで、何らかそういった地元の方との委託の完成関係も含めて、草刈り等の最低限の管理をできるような仕組みができないだろうかという、そういった要望もあったんですけども、

その辺についてはどういようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

空き家・空き地等の管理につきましては全国的な問題と認識しておるわけでございます。ただ、空き家・空き地につきましては所有者がおられるわけでございまして、当然、所有者が管理していくべきものというところでございます。

ただ、どうしても空き地等につきまして、一定、やはり私有財産でございますので、行政のほうがその対応という形はなかなかとりづらいというところでございます。

空き家につきましては、空き家の対策法ができておるというところでございまして、特定危険の空き家につきましては、その法律に基づいて処理していくということとなるというところでございますけれども、空き地の草刈りにつきましては、現在のところ有効な手だてがないというのが現状でございます。町のほうで所有者の方が把握でき得れば、文書によりまして管理をお願いしますという文書を出させていただいておるといのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

そういった状況も今後ますます地域では広がっていくというふうに思われますし、やはりそういった持ち主の方との実態把握等もしていただきながら、地元の方にいろんな実費をその方に負担していただく中で、委託的に草刈り等管理していただくということも、例えばシルバー人材も含めてできる可能性があるんじゃないかと思いますので、ぜひその辺は検討いただきたいと思います。

それでは、私のほうから最後に下水道会計についてお聞きしたいんですけども、今回、下水道会計の中に水洗化促進補助金24万円が計上されておりますけども、この補助金はどのようなものなのか、また、どういう方がこの補助金を受ける対象として支給されるのか。それを支給する上でのいわゆる制度的な根拠は何なのか、そこを説明いただけますか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

これにつきましては、和束町同和地区水洗便所改造工事補助金交付要綱という要綱がございます。その要綱にのっとりまして、計画費の中で同和地区及び歴史的理由により生活環境の安定・向上が阻害されているという地域について対象として出しております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それですね、もう一度確認ですけども、きのう担当課の方に確認をしてたんですけども、いわゆるそういう支給対象になるという意味では、同和地区に住んでおられること、それから、そこには住んでいなくても出身者であれば、例えば近くの区とか違う区で在住されていても対象になるというふうに聞いております。それと、支給される際に所得要件はないというふうに聞いておりますけども、それでよろしいですか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今のご質問ですけども、所得要件はございません。隣接という部分につきましては、

その地域を出られた方という方で、同和地域に接続というか隣接されている地域の方のみに適用しているのが現実でございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

いずれにしても、この24万円の補助金を受けるというためには、同和地区というものが唯一の理由になっているというのが明らかだというふうに思うんですね、所得要件もないわけですから。

例えば、きのうも電話で話はしたんですけども、他の地域で同じように下水道の事業を進めてますね、その際に接続に係る、いわゆる便所を改造する、同じことですね。するという点でも、やはり経済的負担は大変重いです。その際に、いわゆる他のところでは全く奨励金ぐらいしかない。同和地区では分担金はとらないし、いわゆる補助金は24万円まで出ますと。所得が例えば同和地区の方のほうが高くても、ほかの地域の方が低くても、それは関係なく、同和というだけで出るということですねということでは、そうですね、そうですという話でした。

となりますとね、これは明らかに特別対策なんですね。しかし、いわゆる特別対策の根拠になってきた特別措置法というのは、ご存じのように、平成13年度いっぱいまで終わっております。ですから、今後、それ以降は一般対策として全体の施策の中で底上げしていくということが基本になったと思うんですね。

しかし、これは明らかにその地域を特定し、また個人を特定している、同和という基準で。これは明らかに一般対策ではない。特別対策だと思うんですけどね、なぜ、いわゆる終結してから十数年たっております。にもかかわらず、こういう特別対策が今なお続いていると。この24万円が計上されてくると。これは一体何の法的な根拠を持ってこの要綱がつくられ、続けられね、24万円という公費を支出しているのかと思うんですね。

町長、その辺いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

確かに、同和対策事業というのは、その法的根拠には特別措置法があるわけであり
ます。それに基づくところの施策をとってまいりました。措置法が切れた時点ではそ
の根拠がなくなるわけですから、しかし、設立趣旨を生かしながら慎重に対応してき
た。

なくなってすぐということやなしに、断定的な方法としていわゆる持ってきました。
その対象については、やはり今でしたらふれあい人権センターとか、そして日ごろか
ら人権行政を高めていこうというまちづくりを進めていく中で、慎重にそうしたところ
と対応しながら、現状に合う形の中での措置ということでやってまいりました。

そういう意味では、名前等いろいろと今後深く検討はしていくところがあると思っ
ますが、今までやってきた成果を今日的な課題にどう生かしていこうかなと、こうい
うところが今、大きな課題だと思っております。今後、それがどうあるべきかという
ところをもう少し我々も研究し、検討してまいりたいと、このように思います。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

私は別に今後の話をしているんじゃないで、これまでの対応や今のことを言ってい
るんです。要は、何の根拠もないということでしょう、法的根拠はないんだから。趣
旨はあるかもしれないですよ。趣旨としてはね。でも、それは法律ではもうない。法
律は終わって存在しないわけですから、要は、和東町としては、そういう特別措置法
の根拠もなく要綱をつくりですね、今まで十何年間も存続させ、その間にずっとそう

いう対象になる方について、申請があれば1人当たり24万円というものを支出し続けてきたということだと思うんですね。私はこれは大変不適切な支出だというふうに思うんですね。

そこでお聞きしておきたいんですけどね、いわゆる法的な根拠がなくなりましたと。法律はもうありません。いわゆる同和地区水洗便所改造工事補助金交付要綱で書いてありますから、同和地区です。けども、じゃあ、聞きますけどね、今、和東町に同和地区として指定している地域ってどこにありますか。今というか、平成13年度いっぱいまで法が終わって、それ以降、同和地区というものが和東町にどことして存在してたんですか。今現在、同和地区というのは一体どこだというふうに特定されているんですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

措置法上は今、質問ありますように、ありません。ただ、それが措置法のあったときのそのままの内容の要綱で来ていたと、こういうことであろうかと思いますが、解釈して、いわゆる実定法じゃなしに解釈法的にその当時の設立趣旨を生かして今日的な課題に対応していると。それを慎重に対応し得るために、先ほども言いましたように、今まで人権意識を高める拠点にしているふれあいセンターと十分協議しながら慎重に対応していると。これも今後やはり今もご指摘ありますように、こういった内容については誤解を招く可能性もありますので、検討はしていく必要があるかと、このように思います。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

誤解を招くっていうことを言われましたけどね、基本的にはないわけですよ、同和地

区ってというのは。そうですね。ないものに対して、また、ない地区というものの、そこに住んでいるということに対して24万円支出していることになりますね。そうなりますね。法的に根拠がなくなっていて、しかも公式に和束町では同和地区というのはどこですということはもうないわけですから、そもそもこれは同和事業を進めるために行政的に指定しただけの話ですから、その法律がなくなったということは、どこが同和地区ですという指定する必要もなければ、そもそも同和地区なんていうものはないわけです。だけど、この要綱には同和地区水洗便所改造工事補助金要綱になっています。ということは、存在しないものに対して和束町は公費を投入して補助していることになりますね。それは適切なんですか。どうですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、再度お答えをさせていただきたいと思います。

いわゆる法律には全て解釈法的にとらえなきゃならない場合と実定法的にとらえなきゃならない場合があります。

実定法的にとらえたら、今、言いましたように、措置法を背景として生まれた同和地域、その実定的にとらえたらどこなんだと、そしてどうなんだと、あるかないかという議論をしていかなきゃなりません。しかし、措置法の生まれた背景というのは、大きな日本の問題としてあったわけであります。そうした大きな問題が、法律一つが切れたからといって、その趣旨そのもの、立法精神そのもの、法律制定趣旨そのものはやっぱり大事にしていくべきだということで、私はその名前以下よりその趣旨を解釈して取り組んできた。それも慎重に人権ふれあいセンターと協議をしながら進めてきたわけであります。

そういう意味で、こういったところについては、具体的に申し上げますと、今までそういう大きな問題として取り上げてきたものが一つの簡単な法律が時限立法で切れて

しまった。だから、あと、それで全部解決したんかというたら、そうでもない。やっぱり解決してない分も残っている。これを大事にしなければならぬという観点から、いわゆるそのままの法律の言葉は残りました。だから、実定法的には、今、言われたように背景があるかと言われたらありませんが、私、先ほど言いましたように、解釈法的にその生まれた背景とか、そういう大事な法律であったということをかんがみて、今日的な課題に対応してきたと。それも慎重に対応してきたと。

言うならば、今日的にそういう中でいろんな、大変な生活を強いられているとか、いろんな意味で問題を抱えておられたと。これはやっぱり行政的に大きな問題としてとらえていく必要があると。一つの法律が終わったからって、はい、おしまいねという法ではなしに、趣旨そのものを考えていく。

そして、本来、そういった家庭がなくなれば、当然、これはやめるということもありましょうし、そして多く和束じゅうにそういう形で困っておられる方というのは、この法律がまた根拠になり得る可能性もある。そのときには解釈をして、解釈適用というものがあります。だから、私は、こういう法律がこういう形で進めていくのがいいのか悪いのかということになれば、やっぱりもう少し今後研究して、そして検討していく段階にあるのかなと、このように申し上げているところでございますので、よろしくご理解のほどをお願いします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

町長は、いわゆる法律が切れてもすぐ解決するというわけじゃないんだから、趣旨を大事にしてやっているんだと言われましたよね。町長は趣旨で行政をされているんですか。

いわゆる法律というものがあって、それはいろいろ悪い法律もあれば、いい法律もありますけども、いずれにしましても、法治国家として法に基づいて行政をされてい

るはずですよ。その法律が時限立法だということは、いわゆる永遠に続くものではないという前提があって時限立法なんですよ。その目的が一定、時限立法として達成されたということで、あとは一般対策で底上げしていこうということだったわけですよ。でも、今、町長が言われていることは、趣旨でもって特別対策を継続してきたというのが和東町の立場なんだというふうに言われたと思うんですね。

私ね、そもそも下水道事業というのは、先ほどいわゆるこの要綱の定義にもありますけど、「歴史的・社会的理由によって生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。」と書いてありますよね。だけど、下水道事業っていうのは、同和地区以外ではどこも整備されてなかったんですよ。どこも未整備が出発点で、いわゆる歴史的・社会的に何かそういうものがあって下水道の整備がおくれたわけでも何でもない。そもそもどこも整備されてない中で、たまたま同和地区がいわゆる一番最初の整備地域になっただけの話なんです。そうですね。だから、本来は同和対策事業として扱うべき事業じゃなかったんですよ。一般事業としてやるべきだったし、こういうような特別対策として経済的負担を軽減するということをやすべきでなかったんですよ。

だからね、要は、そういう意味でも、そもそもこういった要綱をつくること自身が間違いだし、いわゆる趣旨しかないわけでしょう、町長が言われるように。法はなくなった。法的根拠はもうなくなった。法律によって指定されていた地区もなくなった。にもかかわらず、単なる趣旨でもって、言うたらこれは無法状態ですよ、ある意味。無法状態の中で、単なる行政の趣旨だけで公費を要は支出してきたわけでしょう。今回24万円だけでも、今までだってずっとやってきたわけですよ、その対象があって、そういう申請があれば。

これは明らかに法的根拠のない不適切な支出です。そうじゃないというふうに町長は言えないと思うんですよ。こんなことをもし適切な支出だというふうに言ってしまったら、じゃあ何が適切なのかというね、法にも基づかない、そういうものが何でお金出せるのかということになりますよね。

今、うなずいておられるけど、それを認められるのであれば、なぜ24万円が計上されるのかですね。だから、そこをはっきりとしていただいて、それが間違いだというんだったら撤回してください。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

繰り返し申しわけございませんが、先ほどのご質問にありましたように、この下水道事業をまず始めようとしたときには、措置法が切れる1、2年前にこの事業に着手しております。そして、この措置法に基づいて、同和地域でもって、措置法のいう地域でもっていわゆる事業を入れました。その事業の趣旨のもとに途中で措置法が切れました。これは激変緩和という言葉を使うたら悪いですけども、法のもとにやはり受ける権利というのは、平等はあるわけなんです。法のもとに平等というのは、これは憲法の問題であります。だから、そういうことを受けながら、激変緩和措置がとられてきているものだと私は当時は考えておりました。

そして、今日まだなおかつそれが必要であるのか必要でないのか。岡本議員言われたように、その法律がなかったら一般対策として、いわゆる解釈的に進めてきていると。慎重にするために人権ふれあいセンターとも話し合いをしながら進めてきていると、こういうことでありますので、これはいわゆるそういう意味でご理解いただきたい。いわゆるずっと永久的にそうやなしに、発展的にどうすべきかということを今後とも検討していくべきだと。

さらに、これを言われるならば、今、特別法じゃなしに、だからそういう意味では緩和措置でとった一般対策事業であると、こういうことであります。

さらに、これは緩和ですから、一定期限があるならば、これからも続けていくならば、さらに要綱を変えてこの一般対策を生かしていくと、こういうほうにとっていく道だろうと思います。

先ほど言いましたように、今、そういうことを検討する時期だと。検討していかなきゃならないと、このように申し上げておるところでございますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

いずれにしても何の根拠もないと思うんですね。

これで最後にしますけども、先ほど激変緩和と言われたけどね、激変緩和というのは、平成9年度から始まって9、10、11、12、13年の5年間が終わっているんですよ。この要綱というのは平成11年度末につくられてますよね。激変緩和期間につくられているんですよ、わざわざ。激変緩和期間がもう終わるってわかっているんですよ。9年度にもう既に一応終結しているんですよ。だけど、急に終わったらあかんかといって、5年間の激変緩和が始まっているんですよね。

ある意味、その間に終わるってわかっているのに、要はその間に事業を入れてですよ、言ったら駆け込みですよ、これははっきり言ったら。その中でいわゆるこういうものを残したというのがそもそもの間違いであって、そういう中でずっと十何年間も法が切れた後も、いわゆる適切とは言えない支出が続いているというのが今回の下水道事業の会計だというふうに思いますので、これは大変不適切であり、やはり予算としては撤回されるべきだと思いますので、そこは本当に強く言っておきたいし、賛成できませんので、今後こういった予算は絶対出さないでいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

9 番、岡田 勇議員。

○9 番（岡田 勇君）

今の岡本議員の質問ですけど、私も聞いておりながら、まさにそのとおりだと思う

んですよ。措置法が切れました。切れて十何年たってます。緩和期間、例えば５年ぐらいただたらいいいけども、十数年たっているのにもかかわらず、こういう同和地域という名前が出てきていると。私、地域の人間として、また支部長として、そういう名前を出してもらったりしたら困るんです。だから、同和推進協議会というものをやめて、全てにかかわる差別を解消しようということで人権推進協議会をつくったわけです、１０年前にね。それがいまだ生かされてないようにも聞こえますので、行政としては非常に考えるということでもありますので、実はこの支出の件について暫時休憩をお願いします。暫時休憩してください。

○議長（畑 武志君）

暫時休憩いたします。

休憩（午後２時２５分～午後３時０７分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開き、これより質疑を続けます。

９番、岡田 勇議員。

○９番（岡田 勇君）

朝からちょっと私、質問を忘れたというのか、同じ１２ページなんですけど、工事費の関係で６５０万円、維持修繕工事、それから次の工事請負費、これの１，０００万円ですか、これは当初なくて、今、補正で出されてると思うんですけど、その内訳というか、どの箇所なのか、その辺ちょっと建設事業課長にお願いします。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

道路につきましては３カ所検討しております。白栖加茂停車場線、それから下島銭司線、下島撰原線の道路の補修でございます。

河川につきましては、午前中もございましたように、舟尾川と大勘定川のしゅんせ

つでございます。

○議長（畑 武志君）

9 番、岡田 勇議員。

○9 番（岡田 勇君）

それは当初じゃなくて、今回で出すということですね。当初は予算的には組んでなかったということですね、舟尾川とか大勘定川とかね。当初は何で組んでなかったんですか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

舟尾川、大勘定川につきましては、当初予算化を見送った理由でございますけども、しゅんせつ度合いがもう少しもつかなと思っておったんですけども、春の雨、それから梅雨の雨等々でかなり土砂が出てまいりまして、その関係で急遽、この渇水期に行いたいということで今回計上させていただいています。

○議長（畑 武志君）

9 番、岡田 勇議員。

○9 番（岡田 勇君）

要は、当初は全然予定なかったけども、雨とか、そんな問題があってしゅんせつがふえてきたので、やらなくてはならないということと理解してもよろしいんですね。

それと、入札の、私、朝から委託料の一般競争とか、特命ではあかんとか、入札してくれということを申し上げてましたね。そうすると、この2件も4月から和束町の入札方法が変わっておると聞いておるんです。電子入札であって、またランクづけも変わったりいろいろされてたと思うんですけども、全て一般競争入札と聞いておるんですけど、それはどうですか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

今の質問ですけれども、２８年度からは町の発注工事につきましても、昨年までは部分的な一般競争入札を取り入れておりましたが、本年度からは全ての工事について一般競争入札を取り入れております。

○議長（畑 武志君）

９番、岡田 勇議員。

○９番（岡田 勇君）

それで、ちょっと私がわからんところを教えてほしいんですけど、実は農村の産地パワーアップ補助金ということで１億５，０００万円ほどてん茶工場、式部のてん茶工場に補助金１億５，０００万円出しておるんですけども、これの主体性がどこなのか、それで入札方法をどうしようとされておるのか、その点ちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

事業主体は株式会社式部でございます。当然、その発注全てされるということでございまして、入札方法については、私、聞いておるのは、一般競争入札で行うというふうに聞いております。

○議長（畑 武志君）

９番、岡田 勇議員。

○９番（岡田 勇君）

和東町が１億５，０００万円も補助金を出しているわけですね。だから、民間さんも半分とか聞いておるんですけども、主体性はあくまでもその会社だと聞いておるんですけども、当然、和東町が１億５，０００万円も補助金を出していることについては、入札方法についてもですね、聞くところによりますと、特命ですとか何とかと言って、いろんなことを耳に入っておるんですけども、あくまでも和東町が１億５，０００万円を出している以上は和東町の入札指導ですね。

先ほども課長がおっしゃったとおり、４月から和東町の入札方法が変わってきたと。当然、一般競争入札だけれど、和東町方式というのがあると思うんですよ。和東町方式というのは、和東町の今、事業は少ない。だから、なるべく和東町は和東町の業者で入札をしてくださいというのが大体建設業界の話なんですけども、この物件についても、できたら和東町の業者で、５億円も１０億円も多額な工事でできないということであるならば、これはいたし方ないですけども、１億円や２億円ぐらいの仕事であるならば和東町方式で私はしたらいいと思うんですけども、これは町長いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、町のほう、１億５，０００万円の補助事業であるから、指導を入れたらどうや、こういうお話だと思います。

１億５，０００万円は全額国庫補助ということで、町の単費を持ち得てないわけなんです。しかし、予算は和東町の会計を通っています。そういうことから、和東町の事業が少ない中で、そういう指導という。だから、その指導の範疇の中での話で、どうしてもその範疇内におさまりますが、強制はできませんので、そういった思いというのは現課のほうから伝えと。強制力はないわけで、この辺はご理解いただきたいと思いますが、そういうことでしていくということをお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

今、町長からありましたように、事業実施主体につきましては、こちらからやはりそういった形の申し出というんでしょうか、お願いはさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

9 番、岡田 勇議員。

○9 番（岡田 勇君）

つまり私の言いたいのは、当然、主体性は会社の方であると思いますよ。しかし、その方が指摘的に特命工事とか、そういうことはされたら困ると。一般競争入札だったら一般競争入札でちゃんとした形で、公正公平でやってほしいということをお願いしておきます。

以上、そういうことで、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

反対です。

私は、議案第 44 号、下水道会計補正予算について反対討論を行います。

今回の補正予算の中で水洗化促進補助金として 24 万円が計上されております。この補助金は「和東町同和地区水洗便所改造工事補助金交付要綱」を根拠に支出されているものです。この要綱によりますれば、補助金の交付対象となる条件は、同和地区に住んでいる人もしくは同和地区の出身者であることなどとなってまいります。また、

所得状況も関係をいたしません。要するに、交付するかどうかの判断基準は「同和」であるかどうか、まさに「同和」であることのみを要件とした「特別対策」となっています。

しかし、言うまでもなく、同和事業の法的根拠となってきた特別措置法は平成13年度末で完全に終結し、「同和」を理由にした特別対策を行う法的根拠は既にあります。つまり、今回の24万円の補助金支出は法的に根拠のない支出であり、適切な支出とは言えません。

そもそも特別法が失効した下で、本町に「同和地区」と指定された地域は存在しません。存在しない地域や存在しない地域の住民に対して補助金が支出されていることになり、全く根拠のない支出であり、不適切な補正予算と言えます。

そもそも下水道事業は同和対策事業として行う必要性のない事業でした。下水道はどこの地域でも未整備が出発点であり、歴史的・社会的理由は理由になりません。同じ出発点でありながら、同和地区では分担金の免除に加え24万円の補助金があり、そうでない地域ではわずかな奨励金しかない、これは明らかに公平公正な行政とは言えず、同和であることが特権とした施策と言わざるを得ず、同和問題の真の解決にも反すると考えます。

下水道の接続に係る負担の問題は全町的な課題でもあり、実施するなら一般対策として行うべき施策です。財政が大変だから一般対策は難しいということも理由にならず、財政が大変でも「同和対策」であれば可能となれば、法終結以前の旧態依然の同和行政と言わざるを得ません。

一般対策としての施策の確立を求めるとともに、それが直ちにできないのであれば特別対策は直ちにやめて、要綱も廃止されるべきと考えます。

以上で、反対討論といたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

6 番、岡田泰正議員、反対ですか、賛成ですか。

○ 6 番（岡田泰正君）

賛成です。

私は賛成の立場から賛成討論を行わせていただきます。

和束町同和地区水洗便所改造工事補助金交付要綱について、平成 12 年 12 月 2 日に改正されて以来 10 年余り見直しがなされておられません。趣旨及び用語定義が現在社会の状況にそぐわない。よって、この要綱を速やかに見直しをすることを強く強く要望いたし、私の賛成討論といたします。

○ 議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は 1 件ごとに行います。

議案第 41 号 平成 28 年度和束町一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 41 号 平成 28 年度和束町一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 42 号 平成 28 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 42 号 平成 28 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 43 号 平成 28 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４３号 平成２８年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

議案第４４号 平成２８年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第４４号 平成２８年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

議案第４５号 平成２８年度和束町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４５号 平成２８年度和束町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第４６号 和束町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第４６号、和束町税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律が平成２８年３月３１日に公布され、この一部改正の中で外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われ、原則として公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされました。

また、同法施行令等の一部を改正する政令が平成２８年５月２５日に公布され、法

律と同日から施行されることとされました。この法改正並びに施行令の改正に伴い、和束町税条例の一部を改正する必要が生じたので、提案させていただいた次第です。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、議案第４６号につきまして説明させていただきます。

議案書のほうをごらんいただきたいと思います。

議案第４６号

和束町税条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成２８年９月２７日提出

和束町長 堀 忠雄

議長のお許しをいただきまして、８枚ほどめくっていただきまして、ページ番号が１２ページとなっております。和束町税条例の一部を改正する条例概要によりまして説明をさせていただきたいと思います。

改正の主なものとして対象の条文につきましては、この条例の附則第２０条の２になります。

見出しとしては、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例でございます。

内容といたしまして、特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するというものでございます。

先ほどの町長からの提案理由にもありましたように、本年平成２８年３月３１日に

交付されました所得税法等の一部を改正する法律、この中で外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が改正されておりまして、それに合わせた改正となっております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第４６号 和束町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４６号 和束町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第４７号 和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第４７号 和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理

由を申し上げます。

本年３月３１日の所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われ、原則として公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされました。

また、同法施行令等の一部を改正する政令が本年５月２５日に公布され、法律と同日から施行されることとされました。

この法改正並びに施行令の改正に伴い、和東町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

では、議案第４７号につきましてご説明させていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第４７号

和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成２８年９月２７日提出

和東町長 堀 忠雄

この条例改正につきましても、議長のお許しをいただき、３枚めくっていただきまして、ページ番号が４ページになりますが、和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例概要によりまして説明させていただきたいと思っております。

改正の主なものといたしまして、条例の附則第１０項及び第１１項に係るものでございます。

まず、第 10 項でございますが、見出しとしては特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。

内容といたしまして、町民税で分離課税される特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

また、第 11 項につきましては、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。

内容といたしまして、町民税で分離課税される特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。いずれの改正につきましても、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の改正に合わせた改正となっております。

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 47 号 和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４７号 和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、
原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第４８号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第４８号の提案理由を申し上げます。

湯船財産区管理会会長及び同委員の報酬を年額３，０００円に改定することを平成
２８年９月２日開催の湯船財産区管理会において決定されたことに伴う改正と労働安
全衛生法の規定に基づき産業医を置く必要があることにより、特別職の職員で非常勤
のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、本
条例を提出させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

最初におわびを申し上げます。

議案書に添付させていただいております資料Ｎｏ．４８の新旧対照表に誤りがござ
いました。お手元に正規のものをお配りさせていただいております。ご迷惑をおかけ
いたしました。深くおわび申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第４８号のご説明を申し上げます。

議案第４８号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成 28 年 9 月 27 日 提出

和 束 町 長 堀 忠 雄

次のページに改正条文を載せさせていただいております。議長のお許しを得ておりますので、新旧対照表でご説明申し上げます。

差しかえでお配りしている分をよろしくお願い申し上げます。

まず、財産区管理会会長の報酬額月額 8,000 円を年額 3,000 円に、同委員月額 5,000 円を年額 3,000 円に改定するものと、あと産業医の報酬額を月額 6 万円とするというのを新たに規定させていただいたところでございます。

これにつきましては、町長の提案理由にもございましたとおり、財産区管理会での決定事項と新たに産業医を委嘱するというもので報酬を定めさせていただいたというところでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 48 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４８号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第４９号 和束町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第４９号の提案理由を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第６条の規定に基づき、和束町過疎地域自立促進市町村計画を変更したく提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

議案第４９号の説明を申し上げます。

議案第４９号

和束町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

和束町過疎地域自立促進市町村計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第６条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成２８年９月２７日提出

和束町長 堀 忠雄

裏面から変更後の計画を掲載させていただいております。その中で７ページでございます。

表の 1－3 市町村財政の状況ということで、歳入の財源の内訳のうち、その他の内訳を今回ここに掲載させていただいたというところでございます。

それと、歳出につきましても、その他の支出につきまして、その内訳をここに表として挙げさせていただいたというところでございます。

8 ページ、平成 25 年度、裏面の 9 ページの分につきましても同様でございます。

続きまして、高齢者等の保健及び福祉の向上の増進。

1 の現況と問題点の（1）児童福祉施設でございます。

めくっていただきまして、28 ページでございます。

中段でございます。「総合的な子育て支援の推進に積極的に取り組んでいく必要がある」と。その次に、「とともに、子どもの安心・安全を確保するため和東保育園の耐震補強工事や施設改修を行う必要がある。」という、この文言を追加させていただいております。

それと、その対策でございます。30 ページでございます。

「また、昭和 54 年に建築された和東保育園の耐震補強工事と併せて保育環境の向上を図るため施設改修を行う。」と、この文言を追加させていただいております。

1 ページおめくりいただきまして 35 ページでございます。

社会教育。

そのうち人権教育の推進ということで、人権意識の推進ということで、「人権意識の高揚に努める。」、この文言の後に、「とともに、人権教育の核となる人権ふれあいセンター施設の耐震・改修を行う。」という文言を追加させていただいております。

次のページが事業計画の表でございます。

もう 1 ページおめくりいただきまして、表の最終のページでございます。

ここに自立促進施設区分の 4 の高齢者等保健及び福祉の向上及び増進の（2）児童福祉施設の保育園に和東保育園耐震・改修事業の事業内容と和東町が事業主体であるというものを追加させていただいております。

それと、自立促進施設区分の6の教育の振興のその他でございます。

人権ふれあいセンター耐震・改修事業の内容を追加させていただいて、事業主体は和束町という形でうたっておるところでございます。

資料No.49からは新旧対照表をつけさせていただいております。

2ページをおめくりいただきまして、参考資料ということで財源の内訳をつけさせていただいております。

これの2ページをめぐっていただきまして、先ほどの自立促進区分の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の児童福祉施設の保育園でございます。

和束保育園耐震・改修事業、事業主体が和束町、概算事業費でございますけど、3,144万3,000円、財源の内訳として地方債で3,140万円、全て過疎債を見込んでおります。一般財源4万3,000円でございます。

その下、6の教育の振興のその他、人権ふれあいセンター耐震・改修事業。

事業主体は和束町で、概算事業費につきましては3,152万円、財源の内訳として国・府支出金で1,865万8,000円、地方債で1,060万円、そのうち過疎債で510万円を手当すると。一般財源226万2,000円としておるところでございます。

今回の変更によりまして、財源、事業費の総計でございます概算事業費につきましては35億9,729万6,000円、財源内訳として、国・府支出金が10億8,982万7,000円、地方債が16億930万円、そのうち過疎債が12億8,360万円、その他の特定財源が1億8,612万円、一般財源が7億1,204万9,000円となるというところでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番、藤井清隆議員。

○ 2 番（藤井清隆君）

3 のごみ処理施設のところなんですけど、東部の焼却場に関して、ここは東部議会ではないですけれども、東部議会の議員でもありませんので、一応、議会のほうで言えがいいんですけど、町長が連合長をやっておられるということもありまして、焼却場のほうは 31 年ですかね、もう 3 年を切ったわけなんですけども、この間、焼却場が終わった後、木津川市のほうへ持っていくとか、木津川市のほうは容易にはいかんと。それから、業者が引き取るとか、業者へ持っていくとか、そのまま稼働するとか、いろいろあると思うんですけども、日程のほうは決まっていますんでね、3 年弱ということですので、早急にどうするかということを決定的に決めて、ぎりぎりになってきたんで、とにかく延長ということで、地域のほうへ延長ということでその話を持ってこられても困りますんで、住民の契約等もありますので、その点どうお考えか、焼却場の期限以後の現況をひとつお聞きしたいと思います。

○ 議長（畑 武志君）

町長。

○ 町長（堀 忠雄君）

ただいま藤井議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

この件につきましては、東部連合の議会のほうにも報告をさせていただいているところではありますが、今後の方向については京都大学の先生を座長とする専門委員会を開いて、後の対策をどうすべきかということをご審議いただき、そして、4 点余り提案をいただいて、今後、それに努力していく、こういうことであります。

地元下島区を初め撰原区の皆さん方には、この 20 年間ということで非常にお世話になってきましたので、改めてこの点についてはお礼を申し上げながら、やはり協定を結んだものについては重いものがあると、このように感じているところであります。

今後の跡地の下島区については、特に跡地の利用等もあるわけであります。そうしたことも含めて、住民とともに考えていく必要があろうかというように思っております。

連合としては、四つの案の中で一番今後の適切な方法をとっていくべきだと、このように思っているところであります。そういう内容のものを議会のほうへご報告をさせていただいて、そして、また地元にも、近くお話をさせていただくと、こういう段階にあります。

以上です。

○議長（畑 武志君）

2 番、藤井清隆議員。

○2 番（藤井清隆君）

問題は日程ですよ。時間がないから、審査会審査というか、相談をしている教授ですか、そういうところの決定がいつになるのかとか、日程的なものがありますんで、やはりこれは連合長がリーダーシップを発揮してもらって、稼働を20年でやめると。20年で稼働をやめるとするのは住民との約束事ですから、やはりきちっと守っていただきたい。

それで、先日も申し上げましたけども、ごみの焼却場をやめて、生ごみを堆肥化するということで僕は案を出させていただきましたけども、これについて、ひとつ計画の中へ入れていただけますでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたように、専門委員会でもってご審議いただいた答申といたしますか、報告いただいている内容については堆肥化というのは入っておらな

いわけであります。一つの方法だと思いますが、今後その跡をどうすべきかというのは早急に検討していくべきであり、大事な問題だろうというように思っております。そういうことでひとつご理解いただきたいと思えます。

2 番、藤井清隆議員。

○2 番（藤井清隆君）

テールアルメですね、擁壁の問題もありますし、後の土地をどうするかいろいろあると思うんですけど、早急にね、なるべく早く、裁判もありますけど、いずれにしても、そういうのは長がリーダーシップを発揮して持っていくという格好でお願いしたいと思えますし、僕の案についてもご検討していただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

第1にも第2にも第3にも、やっぱり住民との信頼を得る中で進めていくべきだということに思っております。そして、お世話になったそれぞれの地域の住民の皆さんに寄り添った対応策を考えていく必要があると、これは原点だろうと思っております。

そういう中で、いろいろと地元とも協議をし、進めていきたい、今はそういうことのみの中でしか申し上げられないと。20年間協定を結んでいるものは真摯に受けとめながら、そして今後の対応をどうすべきかは、これはやっぱり住民の皆さんの声も聞きながら考えていく。そう考えていく中で今後推進して決めていかなきゃならんときは決めると、こういう時期を見ていると、こういうことで思っておりますので、ご理解をよろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第４９号 和束町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４９号 和束町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第８、同意第２号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

同意第２号の提案理由を申し上げます。

和束町監査委員に藤木貞嗣氏を選任したいので、地方自治法第１９６条第１項の規定により議会の同意を賜りたく提案させていただいた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

同意第２号のご説明を申し上げます。

同意第２号

監査委員の選任について

下記の者を和束町監査委員に選任したいから、地方自治法第１９６条第１項の規定

により議会の同意を求める。

記

住 所 京都府相楽郡和束町大字石寺小字長尾 3 6 番地

氏 名 藤木 貞嗣

生年月日 昭和 2 1 年 4 月 2 2 日

平成 2 8 年 9 月 2 7 日 提出

和 束 町 長 堀 忠 雄

裏面に藤木貞嗣氏の略歴書を載せさせていただいておりますので、お目通しいた
きたいと思います。

なお、藤木氏につきましては、平成 2 4 年 1 1 月 1 9 日から和束町の監査委員とし
て現在ご就任いただいておりますところでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

お諮りいたします。

本案は人事案件につき、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

同意第 2 号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方は
起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第 2 号 監査委員の選任については、原案のとおり同意すること
に決定いたしました。

日程第 9、同意第 3 号 自治功労者の表彰についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

同意第３号の提案理由を申し上げます。

長年にわたり本町自治の発展に貢献されました、前消防団長の桧谷正樹氏を和東町自治功労者として表彰いたしたいと存じますので、和東町自治功労者表彰条例第２条の規定により議会の同意を求めたく、ご提案させていただいた次第でございます。

ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

同意第３号のご説明を申し上げます。

同意第３号

自治功労者の表彰について

別表の者を和東町自治功労者として表彰したいので、和東町自治功労者表彰条例の規定により議会の同意を求める。

平成２８年９月２７日提出

和東町長 堀 忠雄

裏面が別表でございます。

自治功労者被表彰者名簿。

表彰条例該当項目、第２条第１項第６号。氏名、桧谷正樹。生年月日、昭和３１年１０月２６日。住所、京都府相楽郡和東町大字湯船小字木戸の奥３５番地。

次のページ、自治功労者功績調書でございます。

桧谷氏につきましては、昭和６０年４月１日より和東町消防団に入団され、平成２８年３月３１日に退団されるまで３１年在籍されたというところでございます。そのうち平成１８年４月から平成２８年３月３１日まで１０年間、消防団長を務められた

というところでございます。

功績の概要として、永年にわたり消防団長として本町の自治の発展に貢献された功績は顕著であるというところでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

お諮りいたします。

本案は人事案件につき、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

同意第3号 自治功労者の表彰については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第3号 自治功労者の表彰については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

会議の途中ですが、ただいまから4時15分まで休憩いたします。

休憩（午後4時00分～午後4時15分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

本日の会議は、議事進行上、会議時間を延長いたします。

日程第10、発議第4号 北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

それでは、提案理由を申し上げます。

発議第４号 北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書の提案理由を申し上げます。

北陸新幹線敦賀―新大阪間１２８キロメートル（小浜経由）だが、敦賀以西はルート未公表である。新大阪まで整備計画どおり小浜を経由するルート（小浜ルート）、北陸本線に並行して東海道新幹線に接続するルート（米原ルート）、湖西線に並行して京都へ向かうルートには、小浜ルートの中間的な案としては、小浜と京都を経由するＪＲ西日本が考案したルート（小浜―京都ルート）が、また舞鶴経由の（舞鶴ルート）が検討されてきました。そして、京都―大阪間については、関西文化学術研究都市付近を経由するルートも調査されることとなり、圏外ながら関西国際空港へのアクセスも喫緊に調査すべき課題として早急に検討の要請をされたところである。

関西文化学術研究都市付近に駅を設置する「京都府南部ルート」は、国家プロジェクトである関西文化学術研究都市の文化・学術・研究の発展に大きく寄与することは当然のことながら、東部地域（和束・笠置・南山城村）の沿線地域の開発と地域活性化に大きな期待感をもたらし、豊かな生活空間・利便性を享受できることが約束されるものと考えている。

については、国策として、地元負担や並行在来線の問題に十分な配慮のもとルートの選定をされることを求め、本意見書を提出いたします。

それでは、別紙意見書を読み上げまして提案させていただきます。

発議第４号

北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第１項の規定に基づき提出します。

平成２８年９月２７日

提出者 和束町議会議員 岡田 泰正

賛成者 〃 竹内きみ代

賛成者	〃	岡田 勇
賛成者	〃	井上武津男
賛成者	〃	吉田 哲也

和束町議会議長 畑 武志 様

北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書

朗読をもって説明させていただきます。

整備新幹線の建設は、国内の地域間交流圏を著しく拡大させ、沿線地域の産業・経済の発展等の地域活性化に大きく寄与するだけでなく、我が国の経済全体の活性化や国土の均衡ある発展を図る国家プロジェクトである。

その中でも北陸新幹線は、大規模災害時には東海道新幹線の代替え補完機能を有するとともに、日本海側国土軸の必要不可欠なものである。

敦賀・大阪間のルートについては、本年４月２７日に与党北陸新幹線敦賀・大阪間整備検討委員会において、小浜・舞鶴・京都ルート、小浜・京都ルート、米原ルートの３案が選定され、加えて、京都・大阪間については、関西文化学術研究都市付近を経由するルートについても参考として調査されることとなり、現在、国においてルート選定に向けた調査が本年秋ごろに取りまとめることとして実施されており、その結果をもとに政府がルート決定することとなっている。

とりわけ、京都・大阪間については、関西文化学術研究都市付近を経由することで国家プロジェクトである関西文化学術研究都市の整備を大きく推進させ、我が国の科学技術等に大きく寄与するとともに、京都南部地域の開発、地域活性化などに大きな効果をもたらすものと考えている。

については、北陸新幹線敦賀・京都間は小浜・舞鶴ルートを、そして京都・大阪間は関西文化学術研究都市付近を経由するルートを選定し、全線整備を早期に実現されるよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 9 月 27 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

総務大臣 高市 早苗 様

国土交通大臣 石井 啓一 様

内閣官房長官 菅 義偉 様

地方創生担当大臣 山本 幸三 様

京都府相楽郡和束町議会

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

それでは、今、提案されました意見書について幾つかしておきたいと思います。

今回、いわゆる北陸新幹線の京都府南部ルートというものを実現していただきたいというように意見書になっておりますけれども、京都府南部といいますけれども、具体的にはどこを通ることが想定をされているのか。

また、仮に南部ルートというものが採用された場合の事業費ですね、意見書では敦賀京都間は小浜舞鶴ルート、そして京都大阪間について関西文化学術研究都市付近を経由するルートということを要望されておりますけれども、これが仮に採用された場合にどの程度の事業費が見込まれているのか、その辺について説明いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

それでは、今の質問に答えさせていただきたいと思います。

三つのルートの選定が国によって見直しをされているわけなんですけれども、実際にきょうの新聞でも出ておりましたけれども、北陸新幹線の一方的な滋賀県の試算ということで、米原ルートについては4,041億円、小浜京都ルートについては1兆3,606億円、舞鶴ルートにつきましては1兆7,375億円、こういうことがきょうの京都新聞に掲載をされておるわけでございます。

しかしながら、JRにつきましては舞鶴ルートが一番金額が少なく済むわけなんですけれども、京都を中心に考えた場合、京都として東京から長野、そして小浜、福井、そして敦賀と、縦の軸と東京からの経済圏、北陸からの経済圏、そういったものが京都府に人としての交流、物としての交流、金としての交流がより活発になることによって、京都府経済というものが非常に活性化なるものと期待をしておるところでございます。

そして、京都南部につきましては、現在、京都から新大阪、そして、これはまた別の考え方で審議されるわけなんですけれども、空港へのアクセス、これはまた後の議題となっております。しかしながら、新大阪というものは一つの拠点として、京都、新大阪が考えられておるわけなんですけれども、ここでまた一つ北部ルート、そして南部ルート、この二つが検討されているところでございます。

北部ルートにつきましては箕面を経由して新大阪に至るルート、そして南部ルートにつきましては、今、申し上げましたように、京都から学研都市を経由していくルートでございます。

そして、国家プロジェクトである学研都市におきましては、ゆくゆくは停車というもの、停留所、ステーションですね、これをつくっていただきたい。そして、それによって我々の利便性、経済性そのものが飛躍的に大きくなるものと期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正議員。

○7 番（岡本正意君）

今、言われましたように、けさの新聞等にも出ておりましたけれども、一つの試算として、例えば舞鶴回りルート、プラス学研都市ルートというものが採用された場合に1兆8,000億円近い事業費が見込まれておりますし、大体こういったものは膨らんでいくものですから、2兆円を超えるような状態になることも、多分あればですね、見込まれるんだろうというふうに思うんです。仮にそれだけの事業費を費やしてですね、果たして採算の見込みというのはどう考えておられるのかということなんです。

例えば、今、リニアの新幹線のことも言われておりますけども、これも実際に走らそうとしているJR東海自身が、採算がとれないというふうにはっきり言われておりますし、実際、東海道新幹線自身も、平均して、今、6割程度の乗車しかないというふうに言われております。そこに並行してリニア新幹線を走らせてどうなのかということも言われているんですけども、例えば、京都南部ということ考えてみますと、既に東海道新幹線、また東海道線、道路網でいっても名神、第二名神は少し離れますけども、第二名神もある。名阪、また京滋バイパス、近畿道等阪神高速も含めまして、さまざまな交通機関があると。しかも私鉄、近鉄・京阪等のそういったものも張りめぐらされているという中で、果たして、この新幹線が来ることでこの新幹線自身の採算というものがとれるのかどうかですね。

今後、人口減少社会ということも言われている中で、絶対数として利用者也減っていくということが想定される中で、どれだけの利用を見込まれて採算というものを考えておられるのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

そして、それに伴って、今回これをやる場合にも、自治体負担というものがどの整備新幹線についても起こってまいります。そういった点で、例えば関係する自治体、

京都府も含めてどのような財政負担が見込まれようとしているのか、そこも説明いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

それでは、お答えさせていただきます。

最初に、交通網のことで並行在来線等々の経済的なもの、また、人の流れについてご心配をいただいているわけなんですけれども、この近辺をとらまえますと関西文化学術研究都市、これについてはＪＲの片町線とか奈良線及び近鉄と鉄道網、そして道路では名神、新名神、京奈和、京都循環道等々の道路網が交錯をしておるわけでございます。そういった非常に便利な地域だからこそ人が集まり、そしてそこに経済的な発展がもたらされる。そこに新幹線の停車場、駅ができることによって、より一層の京都南部の経済効果が見込まれるということが容易に想定されるんであろうと、このように理解をしておるところでございます。

自治体の負担ですけれども、これは新幹線の整備等々に、昭和４８年ですか、１９７３年に全国新幹線の鉄道整備法に基づいて整備計画が求められた際に、自治体におきましては３分の１、そして国において３分の２という形で経費の負担というものを求められております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

大変楽観的なというか、根拠のない予測に基づいた採算、私は採算がとれるのかというふうに言ったんですけれども、そのお答えなかったというふうに思うんですね。

もう一つ、この問題で全国的に今、先行して整備新幹線が、この間でいえば北海道、

また北陸新幹線の金沢までの延伸がありましたけども、そこでやはり実際に起こっていることというものを考えたときに、果たしてこれが本当に地域の活性化、とりわけ和束町のような地域に活性化の波が及ぶのかという点でいえば、大変大きな疑問があるというふうに思うんです。

といいますのは、例えば、全国で北陸新幹線にしてもどこにしてもですね、整備新幹線が通ったときに同時に行われるのが並行する在来線の扱いがあります。そうなった場合は、これは政府の方針によってＪＲ、いわゆる新幹線と並行在来線の経営分離ということが原則になっております。ですから、新幹線の会計と在来線というものは一緒にしないということは、在来線自身が大変なしわ寄せを受けるということ、これこそ大変はっきりしているというふうに思うし、実態として、そういったところでは第三セクター化であるとか、また、いわゆる運賃の値上げ等のことが行われていて、乗客離れであるとか、また、そういうもとで縮小・廃止という方向に行っているというのが全国の実態でございます。

そうなりますと、例えば、京都府南部という、先ほどいろいろ交通機関があるというふうに言いましたけども、和束町に関係する分でいいますと、いわゆるさっき言われました学研都市での問題もありますし、大和路線、また奈良線、関西本線等のことがあります。そういったところがいわゆる並行在来線というふうにもし認定された場合に、必ず全国で起こっているような事態が起こる可能性が大変大きいというふうに思うんですね。

とりわけ、こういう端のほうにある和束町のようなところ、今でも十分不便ですけども、そういったものがより縮小されていく方向になっていく。そういう１兆円とか２兆円とかというような事業費を見込んでいて、そうすると、そういう公共交通全体に対する予算の配分がやはり減っていくということが予想もされますし、今、関西線についていえば、電化とか、また複線とか、いろんなことが要望されていると思いますけども、そういったものも大きくストップされる可能性もあるというふうに思うんで

すね。ですから、その辺、全国の今、起こっている実態というものをしっかり踏まえた中でそういうことを言われているのか。実際にそういうことになった場合に、この案分ではそういう事態は起こりませんよという保証がどこにあるのか、その辺、明確な説明をいただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

地域の活性化についてのご質問がございました。

地域の活性化については、やはり地元に住んでいる、また地域にいろいろと貢献していただいている、また他町村、県から集まってきている、その方々皆様が地域の活性化につけて一生懸命努力をしていく。そして、その地域を愛し、そして郷土を愛し、活性化していくものだとは私は思っております。最初から活性化があるかないかということを決めつけて討論すべきものではないとは私は考えております。

それから、並行在来線の経営分離ということでございますけれども、これにつきましては、おっしゃっている、今、ご質問ありましたとおりでございます。一般的な基本的な考えしか私は持ち合わせてないわけなんですけれども、並行在来線の一部地域の足としての機能というものは十分残してその機能を果たしていくものと考え、並行在来線の運営を行う鉄道事業者の営業努力、そういうものも十分必要だろうし、新幹線の整備効果を波及させて、そして地域の活性化も図っていく、地域の利用促進を図っていく、この二つの線でもって並行在来線、そして新幹線が共存できる関係をつくっていく、そういったものがこれから求められていくものじゃないかと理解をしております。

以上であります。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7 番、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

反対です。

発議第 4 号、北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書について、反対討論を行います。

北陸新幹線の敦賀以西のルートをどうするかについての関係自治体間での誘致合戦のような事態が進められておりますけれども、これらは安倍政権が進める国土強靱化や地方創生の名をかりた採算を度外視した大型開発、大型公共事業の一環であり、国民・府民が望んでいることではなく、むしろ疑問の声のほうが多く聞かれるものです。

意見書では、整備新幹線が地域や経済の活性化に資するとの指摘がありますが、何の根拠もなく、これまで整備新幹線が開通した自治体の状況を見れば、在来線の切り捨ても含め公共交通の衰退、地域の衰退が進んでいることは明白であり、それらの現実に関心なく目を向けていない無謀な考えとしか思えません。

京都府南部地域には、既に東海道新幹線、東海道線、名神、第二名神、京滋バイパス、名阪道、近畿道などの交通機関、さらには近鉄や京阪等の鉄道網もございます。さらには、将来的にリニア新幹線の延伸まで国は進めようとしておりますけれども、リニア自身も必要のない計画であり、路線ではありますが、整備新幹線も全く必要性のないものと言わざるを得ません。

そもそも、今後、人口減少社会が急速に進むことが想定されているもとで、どのように採算性を維持するのが甚だ疑問であり、将来的に自治体や住民負担にはね返る可能性が極めて高いのではないかと思います。

仮に整備新幹線が開通した場合、それに並行する在来線や公共交通機関がどうなるのかが一番重要な問題と思われます。政府の方針では、新幹線と並行在来線の経営分

離が原則になっており、在来線の経営は極めて厳しくなることが想定されます。実際、先行して新幹線を開業した地域や路線では、在来線の第三セクター化、運賃値上げ、ダイヤの減便など、在来線の廃止や縮小、そして運賃値上げなどで乗客離れが起き、経営難が拡大していると聞いております。

和東との関係で考えても、関西本線、大和路線、学研都市線、奈良線などへの影響が想定されますが、仮に全国的に起こっている在来線の経営難となった場合、通勤・通学・通院など生活の足への甚大な影響は避けられず、地域活性化どころか人口流出や人口減少にますます拍車をかけることになることは明らかです。

学研地域にターミナルを誘致するというとも言われておりましたが、そうしなければますますその周辺の地域の人口の流出、移動というものが盛んになることも容易に判断できるところであります。そのような事態にならないとの保証もまた見通しもなく誘致を進める、要望することは無責任のきわみと言わざるを得ません。

そもそも1兆円、2兆円という事業費、そういったものをどこで工面するというんでしょうか。今、消費税を上げなければ財源がない、このようなことを一方で言いながら、このような大規模プロジェクトを推進していく、この矛盾というものをどのようにお考えなんでしょうか。結局は住民の負担、自治体の負担にはね返り、財政難にさらに進んでいくことも明らかではないかというふうに思います。

誘致運動といいますのは単なるイベントではなく、地域やそこに住む住民の生活や将来がかかった問題です。全国での実態、地域の実情を踏まえた、国の言うがままではなく、冷静な判断こそ必要です。

今、必要なのは、いつ来るともわからない、来ても問題だらけの新幹線の呼び込みにうつつをぬかすのではなく、地域のバス路線の充実や在来線の利便性の向上、運賃負担の軽減など、国や京都府、JR等に真剣に要求することこそ必要ではないでしょうか。

以上の点を指摘し、本意見書に反対いたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

9 番、岡田 勇議員。

○9 番（岡田 勇君）

賛成です。

北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書に賛成の立場より討論いたします。

北陸新幹線は、日本海側と太平洋側の地域間の交流を拡大・活発化させ、沿線地域の産業、経済の発展等地域活性化に大きく寄与すると考えられた新たな国土軸の形成に必要不可欠な国家プロジェクトとして早急を整備が必要であると思います。

ルート敦賀大阪間については3案が選定されており、特に京都大阪間については関西文化学術都市付近を経由する件も参考として調査されることとなり、これが実現されると、沿線の開発、京都府南部一帯の地域活性化などの大きな効果をもたらすものと考えております。

和東町においては、木津信楽線の東西軸と開発が待たれる宇治木屋線の南北軸の完成により、より高い人、物、金の交流が活発になることが想定されることから、年内にも京都府南部ルートを選定させて全線整備を早急に実施されることを希望し、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第4号 北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、発議第４号 北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第１１、発議第５号 安全保障法制の発動に反対する意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

７番、岡本正意議員。

○ ７番（岡本正意君）

発議第５号についての提案理由を申し上げます。

政府は、昨年９月に国民多数の反対の声を無視して強行成立させた安全保障関連法制をことし３月に施行し、現在、南スーダンＰＫＯに派遣している自衛隊部隊を法の発動の最初のケースとして準備を進めています。

政府が安保法制に基づき派遣部隊に付与しようとしている任務は、駆けつけ警護と宿営地防衛と言われておりますが、これらの任務はこれまで政府自身が禁じてきた武力行使を伴うもので、自衛隊員を殺し殺される危険にさらす明らかに憲法違反です。

もともと安保法制自身が憲法違反であり、あってはならない法制です。ましてや、違憲法制を発動し、憲法が禁じる武力行使ができるとなれば、日本はまさに無法状態と言わざるを得ず、取り返しのつかない事態となります。そのような事態に絶対にさせないために、住民の命と平和を守ることを最大の任務とする議会がしっかり声を上げるべきと考え、本意見書を提案します。

それでは、読み上げまして提案させていただきます。

発議第５号

安全保障法制の発動に反対する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第１４第１項の規定に基づき提出します。

平成２８年９月２７日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 畑 武志 様

安全保障法制の発動に反対する意見書

政府は、昨年 9 月に成立、ことし 3 月に施行させた「安全保障法制」の発動に向けた訓練等の準備を進めると発表し、南スーダン P K O に派遣予定の陸上自衛隊部隊に「駆けつけ警護」や「宿营地共同防護」の訓練を開始させている。

「安全保障法制」に基づくこれらの新しい任務では、従来の P K O 法では不可能だった「任務遂行のための武器使用」等が認められており、内戦状態にある南スーダンでこうした任務が付与されれば、自衛隊員が戦後初めて「殺し、殺される」深刻な事態が起こりかねない。

1 1 月に派遣予定の陸上自衛隊部隊が駐屯する青森では、隊員の家族等からも「戦争に巻き込まれる」、「人の命を何だと思っているのか」等の不安や怒りの声が上がっている。

そもそも南スーダンの現状は、自衛隊が P K O に参加する大前提である「P K O 5 原則」が示す条件さえ満たしておらず、政府がすべきことは、P K O 参加の前提崩壊を認め、派遣部隊を撤退させることである。

政府は、P K O での「新任務」付与だけでなく、歴代政権が違憲としてきた集団的自衛権の行使や「戦闘地域」での米軍への兵たん等を想定した訓練実施や米軍への兵站を実施可能にするための協定の改定、さらには戦場での自衛隊員の救護や緊急処置を行う「第一線救護衛生員」資格を認定する制度創設等、戦争への参加、戦場での活動を想定した準備を着々と進めようとしているが、到底容認できない。

成立から 1 年経過してもなお国民多数が反対し、憲法違反が明白な「安全保障法制」の発動は絶対に許されない。政府におかれては、発動に向けた準備や訓練等を直ちに中止し、違憲の「安全保障法制」は廃止するよう求める。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出する。

平成 2 8 年 9 月 2 7 日

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様
参 議 院 議 長 伊 達 忠 一 様
内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様
防 衛 大 臣 稲 田 朋 美 様

京都府相楽郡和束町議会

よろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

賛成です。

日本共産党の岡本です。

発議第5号について賛成討論を行います。

意見書にもありますように、政府は「安全保障法制」の発動に向けた準備や訓練を開始し、全面的な運用段階に入ろうとしておりますが、そもそも憲法違反の法律を根拠に憲法が禁止している武力行使、集団的自衛権の発動を行おうとの動きは無法に無法を重ねる暴挙であり、到底許されません。

政府は安保法制の最初の発動ケースとして南スーダンP K Oを想定していますが、現地では政府軍と反政府軍の戦闘が激化し、多数の死傷者を出すなど内戦が悪化しており、自衛隊を派遣する前提である停戦合意など「P K O 5 原則」は崩壊しておりま

す。

現地で活動する日本ボランティアセンターの方は「P K Oの他国部隊を自衛隊が駆けつけ警護すれば、自衛隊は政府軍と戦闘することになりかねない。橋の建設などで日本は住民から感謝されているのに、わざわざ自分から戦闘に飛び込み、反感を買う。安倍政権はなぜそんなことをしようとするのか。南スーダンの人たちのことを本当に考えているのか疑問」と訴えておられます。

南スーダンで自衛隊が活動できる状態ではなく、ましてや武力行使を伴う駆けつけ警護や宿营地防護などを行えば、自衛隊員の命も現地の人々の命も危険にさらすことにしかありません。だからこそ、11月に派遣が予定されている青森の部隊の家族や関係者から不安と怒りの声が上がっているのです。

元自衛隊員は「このまま行くと何人の犠牲者が出るかわからない。首相は自衛隊を使い捨てるように考えているとしか思えない」と警告され、隊員の母親は「人の命を何だと思っているのか」と憤っておられます。

安倍総理は昨日の施政方針演説で、日夜奮闘する自衛隊員に敬意を表しようと述べられましたが、憲法違反の法律でもって自衛隊を「殺し殺される」戦場に送り込み、憲法で禁止されている武力行使を伴う危険な任務を与え実行させようとしている。それがどれだけ自衛隊員の命を危険にさらすことになるかを想像できない。余りにむごい。敬意どころか愚弄する態度であると思います。

その意味からも、安保法制の発動は絶対に許されず、本意見書に賛成するものです。

私は1年前、安倍政権が強行した歴史的暴挙を絶対に許さないし、忘れません。速記録にも記録が残らないような乱暴でずさんなやり方でもって、国の最高法規であり、政府・国会議員には擁護義務がある憲法を踏みにじり、人の命、子供たちの未来にかかわる法律を強行したことを許さないし、絶対に忘れません。

憲法違反の安保法制、いわゆる戦争法は廃止しかないとを申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第５号 安全保障法制の発動に反対する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第５号 安全保障法制の発動に反対する意見書は、否決されました。

日程第１２、発議第６号 年金積立金の株式運用の中止を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

７番、岡本正議員。

○７番（岡本正意君）

発議第６号についての提案理由を申し上げます。

発議第６号は、年金積立金の株式運用の中止を求める意見書でありますので、よろしく願いいたします。

７月末、年金積立金管理運用独立行政法人、いわゆるＧＰＩＦが、２０１５年度の運用で５兆３，０９８億円もの赤字を計上したことを公表いたしました。国民共通の財産であり、老後の安心を保障するための年金積立金を、いわゆる、ばくちまがいのマネーゲームで危険にさらし、多額の損失を生んだ政府の責任は極めて重大であります。大切な積立金を株投機に使わず、信頼される年金制度を確立することが必要との立場から、本意見書を提案するものです。

それでは、読み上げまして提案いたします。

発議第 6 号

年金積立金の株式運用の中止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 第 1 項の規定に基づき提出します。

平成 28 年 9 月 27 日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 畑 武志 様

年金積立金の株式運用の中止を求める意見書

年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）が、公的年金の積立金の平成 27 年度運用で 5 兆 3,098 億円もの赤字を出したと発表した、これは政府の方針のもと G P I F が株運用を拡大した結果、株価の下落に直撃され、大幅な運用損を生んだものである。

国民が支払う年金保険料等を原資とする積立金は国民の共通財産であり、政府や G P I F には、老後の安心を保障する積立金を適切に管理・運用し、国民生活の安心を支える年金財政の安定に貢献する責任と役割を果たすことが求められる。

しかし政府は、みずからの経済政策の効果をアピールする狙いから、相場変動が大きい株式市場に大量の年金資金を投入する方針に転換し、24%だった積立金の中の国内外株の運用比率を 50%へ倍増させ、そのことが積立金を不安定なリスクにさらし、大幅な運用損を生むことになったことは明らかである。

政府は「長期での評価を」などと影響を過小評価し、今後も積立金の株運用を継続、拡大する方針だが、国民の願う老後の安心を危険にさらし、実際に大幅な運用損を生み、年金財政に大穴をあけた責任は重大である。政府におかれては、信頼される年金制度を確立するためにも、危険な投機的運用から手を引き、積立金を株投機に使うのではなく、膨らんだ積立金を計画的に取り崩し給付に充てるなど、国民の安定的な年金受給のために優先的に活用するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 28 年 9 月 27 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

今回の中止を求める意見書の中で G P I F が株運用を拡大した結果ということをと
たわれておりますけれども、実際にですね、株式がどのような割合で構成されておる
のかお伺いさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

今、言いましたように、国内改革の運用比率は 24 % でしたけども、その運用比率
を 50 % へ倍増させたということでございます。

また、逆に、比較的安全とされていまして国内債券の比率を 60 % から 35 % へと
引き下げたというふうに聞いております。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

それではですね、平成 28 年 6 月末の運用の比率について案内をさせていただきた
いと思っております。

国内債券につきましては３９．１６％、国内株式が２１．０６％、外国債券が１２．９５％、外国株式が２１．３％、短期資産が５．５％となっております。明らかに、今、おっしゃっていただきましたように、株式は５０％まで拡大をする。これが実際に運用するということになしに、そういうこともあり得るよという一つのメッセージでありまして、今、申し上げましたように、現在、バランスのとれた運用を行っておるといふものでございますので、ご承知おきをいただきたいと思います。その点について答弁をお願いします。

○議長（畑 武志君）

７番、岡本正意議員。

○７番（岡本正意君）

いずれにいたしましても、政府の方針に基づいて、いわゆる株の運用比率というものを２４％程度から半分程度に引き上げたことは事実でありますし、そのことがいわゆるこの間の株価の下落というもののなかで、そのことによって運用損というものを大きくなったという事実も紛れもない事実でありまして、一方で、先ほど言いました比較的安全とされる国内債券の比率というものを引き下げたと。しかし、この件についていえば、いわゆる２兆円余の黒字ということで、いわゆる政府の判断のミスということが明らかになった中で、実際に５兆円を超える赤字が出されたことも、これは事実でありますから、政府自身の大きい責任だというふうに考えております。

○議長（畑 武志君）

６番、岡田泰正議員。

○６番（岡田泰正君）

今、ご指摘いただきましたように、赤字というものは事実でございまして、しかしながら、これは第一四半期とか１年の単位でのみとらえられた数字でありまして、年金積立の株式運用がされましたのは平成１３年から毎年続いております。そして、１３年から２８年までの第一四半期までの運用成績を見ますと、年率で２．

３９％のプラス剰余金でございます。そして、その金額が４０兆１，８９８円、これは累積額でございますけれども、これが黒字決算収益額として黒字計上されておるわけでございます。

したがいまして、短期間で１年、あるいは第一四半期、第二四半期の四半期ごとの決算発表によりまして、株式積み立て運用が悪だというふうに決めつけるのはいかなものかと思います。

こういった経済というものは、毎年変動はあるわけです。この前の６月ですが、アメリカの雇用統計が市場に対して非常に悪かったということで、またイギリスがＥＵの離脱をしたということにおきまして円高が非常に大きく進み、１００円を割れたということがございます。同時に、グローバルな世界になっておりますから、世界の株式も大きく下がって、３，３００億円というものが１日にして吹っ飛んだと言われております。これはドイツの１年間のＧＤＰに相当する金額であるというふうに、大変大きな金額が１日で吹っ飛んだということです。

しかしながら、今、申し上げましたように、その１年をとらまえて善だ悪だというふうに取り決めるのはいかなものと思っております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

７番、岡本正意議員。

○７番（岡本正意君）

今のご指摘ですが、いわゆる政府が言っているように、長期的に見てほしいとか、この四半期だけで判断しないでほしいとかということで、よく言いわけに使われます。ただ、私が言っているのは、もうかっていれば別に問題ないということを行っているんじゃないくて、そもそもいわゆる国民の共通財産なわけですね。こういったものを、今、言われたように、上がるときもあるけども下がるときもある。いわゆるリスクも高い。こういった不安定な株式運用というものにさらすということは、やはり国がや

るべきことではないと。

これはある方が言われたことですが、いわゆる賭博とか、そういうばくち、マネーゲームに興じている方というのは、どんだけ負けていても必ずそのうち取り返すというふうに言われていると。要は、国自身がそのような投機的な施策のもとでこれを行っているというふうに思いますし、私が一番言いたいことは、これを何のためにやっているかということなんです。

そもそも国民年金の受給をよくするとか、安定させるということが目的じゃなくて、いわゆるアベノミクスの株価を支える、ここに一番の目的があるわけです。年金資金を投入して、そして作為的にというか、人為的にいわゆる株価というものを維持しているというのが実態でございます。ですから、やはり国民財産の、しかも本当に今、国民年金の保険料も上がっております。いつかどこかの党が100年安心とか言われた年金制度も全然安心にならないと。保険料というのはどんどん上がっていくだけという状況が続いておりますけども、その中でも本当になけなしのお金を使ってでも納めておられる、そういう方のお金を扱っているという意識が全くないというのが今のこの年金運用の実態だというふうに思いますし、そういう危険なリスクにさらすようなものではないという意味でこの意見書を提案しておりますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

賛成です。

発議第6号について賛成討論を行います。

人のお金をばくちにつき込み大損しておきながら、何の責任も感じず、取ろうともせず、「長い目で見てほしい」「次は絶対にもうかる」と言いわけしている、それが今回の年金積立金運用赤字で起こっている事態であります。これは、ばくち中毒と言われているような症状そのものではないかと思います。このようないいかげんな不安定なやり方で私たちの年金積立金を運用し続けることは絶対にやめるべきです。

今回の事態は明らかに政府の失政であります。政府は２０１４年１０月にＧＰＩＦの運用方針を転換し、相場変動が大きい株式市場に大量の年金資金を投入することを可能にしましたが、これはアベノミクス効果をアピールするため、いわゆる株価を維持したいがための手段となっております。つまり株でもうけている大企業や富裕層のために、株運用とはほとんど縁のない庶民が負担しているなけなしの保険料の積立金をリスクにさらしているのです。政府はそのような思惑から、これまで運用比率が２４％だった国内外株を５０％に引き上げましたが、結果的にその転換が響いて多額の運用損を出しました。

一方で、比較的安全とされている国内債券の比率を６０％から３５％へと引き下げましたが、２兆円の黒字を計上したそうです。まさに政府の判断ミスであり、極めて大きな失態、失政であり、責任は重大です。

意見書にもあるように、政府は巨額の運用損を出した影響を過小評価し、まともな反省もなく、積立金の株運用を継続する方針ですが、絶対に許されません。国民の老後の安心をしっかりと保障し、信頼される年金制度を確立するためにも積立金の株運用は中止し、受給環境の大幅改善にこそ活用すべきことを述べまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第 6 号 年金積立金の株式運用の中止を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第 6 号 年金積立金の株式運用の中止を求める意見書は、否決されました。

日程第 13、発委第 2 号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

5 番、井上武津男議員。

○ 5 番（井上武津男君）

それでは、発委第 2 号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提案理由を申し上げます。

昨年 6 月に閣議決定された「骨太の方針」の次期介護保険制度改正に盛り込まれた軽度者に対する福祉用具貸与などへの給付の見直しについては、低所得世帯など弱者の切り捨てや介護の重度化を招き、介護保険給付費を増大させるおそれがあります。

よって、給付の見直しについては、介護が必要な方の観点から十分に検討するよう強く求めるため、本意見書を提出するものです。

それでは、別紙意見書を読み上げまして提案させていただきます。

発委第 2 号

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直し

に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 第 3 項の規定に基づき提出します。

平成 28 年 9 月 27 日

提出者 総務厚生常任委員長 井上武津男

和束町議会議長 畑 武志 様

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見
直しに関する意見書

平成27年度6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改革に向けて、軽度者に関する福祉用具貸与などの給付の見直しを検討することが盛り込まれた。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒・骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ、遅らせることに役立っており、安全な外出機会を保障することによって、特にひとり暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。

また、軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯など弱者への負担増大になりかねず、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され、重度化が進展し、結果として、介護保険給付の適正化という目的に反して、高齢者の自律的な生活を阻害し、給付費が増大するおそれがあり、介護人材の不足に拍車をかけることになりかねません。

つきましては、国におかれては、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支える観点から検討を進めることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月27日

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

総 務 大 臣 高市 早苗 様
厚 生 労 働 大 臣 塩 崎 恭久 様
内 閣 官 房 長 官 菅 義偉 様

京都府相楽郡和束町議会

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

賛成です。

発委第2号について賛成討論を行います。

意見書にもありますように、政府は閣議決定した方針で次期の介護保険制度改正において、軽度者への福祉用具貸与や住宅改修の給付を見直し、原則、自己負担の方向を検討しようとしておりますが、それは軽度者やその家族にとって福祉用具や住宅改修が果たしている役割や効果を正しく評価せず、単に財政効率でしか見ていないあらわれです。そのような考えのもとで軽度者から保険サービスを取り上げ、負担増を押しつけるならば、意見書にもあるように、結果として重症化を進め、給付増にもつながる悪循環に陥ることは明白です。

以上のことから、福祉用具、住宅改修の見直しはすべきではなく、安心できる介護保険制度への抜本的な改善こそ真剣に検討すべきであることから、意見書に賛成するものです。

同時に、このような問題が起こる背景、要因には、この間、政府が実施してきた軽

度者の保険制度からの締め出し路線がございます。前回の制度見直しでは要支援１、２の高齢者のデイサービス、訪問介護を保険給付から外し、市町村が行う総合事業への移行が打ち出され、来年度からの実施に向け検討されておりますが、これがいかに高齢者の実態や自治体のサービス基盤の実態とかけ離れ、矛盾しているかが明白になっております。

また、特養への入所を要介護３以上に限定するなど、財政の都合を優先し、軽度者のサービスを縮小・削減するやり方が根本にあります。

次期改正に向けた議論では、福祉用具や住宅改修のみならず要介護１、２の方の家事援助サービスをも廃止することも打ち出されており、部分的な改善だけでは済まない状況もございます。福祉用具や住宅改修はそれぞれ固有の役割や効果がありますが、保険制度の中でさまざまなサービスと有機的に結びつく中で、より役割も効果も増幅され则认为ます。

ゆえに、福祉用具や住宅改修のサービスそのものを守る上でも、本来であれば介護の社会化という当初の理念に反する制度全体の見直しに対してこそ声を上げるべきと私は考えています。

ただ、本意見書の内容自身は委員会として一致して賛成できるものであることを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

９番、岡田 勇議員。

○９番（岡田 勇君）

賛成です。

私は、「次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書」について、賛成の立場から討論します。

国では介護保険制度の見直しで、平成２７年度の改定において、要支援１・２の

方々の介護予防訪問介護と通所介護が給付から外され、市町村が行う新しい総合事業に移行することになりました。平成２９年度移行を目指し、本町も、事業所によるサービスや住民主体型のサービスづくりに苦慮されているところであります。

現在、システムや機能を構築できた市町村は全国的にも数えるほどという中、国は、次期改定に向け、要介護軽度者の生活援助サービスまで総合事業に移すことや、保険給付から外して全額自己負担とする検討を始めました。

十分な検証がいまだ行われていない中、要介護軽度者の方のサービスを給付から外せば、保険料を払っているにもかかわらず必要な支援を受けられなくなることにより、結果的に介護度が重くなることが非常に懸念されます。

独居や超高齢者のみの世帯はふえており、生活援助費が全額自己負担になれば利用度が減少することが想定され、介護度がさらに重度化することは必至です。政府は、給付費の「見える化」を進めるとともに、社会保障費の財源をどこに求めていくか、幅広い議論に力を注ぐべきです。

よって、政府及び国に対して、福祉用具貸与、住宅改修が果たしてきた役割を検証し、次期介護保険制度改正において高齢者の自立を支援し、重度化を防ぐという介護保険の理念に沿って、保険給付の対象として継続するよう強く求め、私の賛成討論いたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発委第２号 次期介護保険制度の改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、発委第２号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見

直しに関する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第１４、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第１２７条の規定により、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり、派遣することに決定いたしました。

日程第１５、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付されました事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第７条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

平成２８年第３回の和東町議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。

本議会におきましては、平成２７年度のそれぞれの会計の決算の認定を初め平成２８年度の各種会計の補正予算、そして条例の改正、また同意案件等々、原案どおりご承認をいただきまして本当にありがとうございます。

特に、下水道事業特別会計においては、賛成討論におきまして付議されましたご意見というのは非常に重きを受けとめまして、早期に対応させていただきたいと、このように思っております。

特に平成２８年度というのは、地方創生の２年目を迎えまして、非常に重要な時期であります。そうした中での今定例会においては、いろいろと議論活発にさせていただきましたことを、本当に有意義な議会であったことと改めて議員各位に感謝を申し上げます。

今後とも行政、いろいろと種々課題は多いわけでございます。どうか今後とも議員各位の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

これをもちまして、平成２８年和東町議会第３回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後５時２５分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 28 年 11 月 28 日

和束町議会議長 畑 武 志

署名者 和束町議会議員 吉 田 哲 也

〃 和束町議会議員 岡 本 正 意